

令和 9 年度 概算要求 主要事項

【初等中等教育局】

【目 次】

1. 教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教員免許改革等の一体的な推進	1
2. 教職の魅力向上を通じた人材確保強化	7
3. 高等学校改革等の推進	10
4. GIGAスクール構想の更なる推進と学校DX・AXの推進	16
5. 次期学習指導要領等が目指す学びの環境の整備	24
6. 幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続	27
7. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策等の推進	37
8. 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築	45
9. 生涯を通じた障害者の学びの推進	54
10. 子供の体験活動の推進、キャリア教育の充実	63
11. 義務教育教科書の無償給与	66
＜参考＞ 令和9年度東日本大震災復興特別会計概算要求 【初等中等教育局関係】	68

令和9年度概算要求 主要事項（文部科学省初等中等教育局）

1 教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教員免許改革等の一体的な推進

●義務教育費国庫負担金 1兆7,251億円（1兆7,118億円）

学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力を向上、教師に優れた人材を確保するため、改正義務標準法に基づき公立中学校35人学級の計画的な整備などに係る令和10年度までの定数改善計画を着実に推進するとともに、喫緊の課題への対応をあわせて行う。また、給特法等の改正を踏まえた教職の重要性和職務や勤務の状況に応じた処遇改善を実施

●教師を補助する支援スタッフの配置 167億円（115億円）

教員業務支援員の全ての小中学校への配置と教師の業務負担が過重な学校への重点配置に加え、教師の負担軽減のための副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフの配置充実

●行政による学校問題解決のための支援体制の構築 4億円（2億円）

過剰な苦情等、学校だけでは解決が難しい事案について、教育委員会への学校問題解決支援コーディネーターの配置による支援体制を構築

2 教職の魅力向上を通じた人材確保強化

●教職の魅力化推進事業 30億円＋事項要求（新規）

教師のなり手確保・質の向上両面にわたる喫緊の課題の解決のため、勤務環境の改革等、教職の魅力向上に向けて意欲的な取組を戦略的に推進する自治体を継続的に支援。国においても、奨学金返還等経済的負担の更なる軽減に向けた必要な措置の実施

●教師入職支援事業 1億円（新規）

日本版サプライティーチャーや教育実習の質向上に向けた実証研究、教職の魅力発信を通じ、多様で質の高い人材の教職参入を促進

3 高等学校改革等の推進

※（ ）内は令和8年度予算額

●高等学校改革の推進 事項要求

「高校教育改革に関する基本方針」として示した「N-E.X.T.ハイスクール構想」を踏まえて各都道府県が策定する高等学校教育改革実行計画の実現のため、安定財源を確保した上で、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みを構築

●定時制・通信制高等学校における教育の質確保・多様性への対応やDXハイスクールによるデジタル等成長分野を支える人材育成等 19億円（0.2億円）

多様な背景を有する生徒が在籍する定時制・通信制高校に関する調査や実証研究による教育の質確保や多様性への対応の充実等

4 GIGAスクール構想の更なる推進と学校DX・AXの推進

●GIGAスクール構想の更なる推進と学校DX・AXの推進 931億円（17億円）

安全かつ主体的なAI活用に向けた環境整備や実証研究（次世代校務DX環境の整備、セキュリティ対策強化、データ整備を含む）、情報活用能力の抜本的向上に向けた条件整備、教育データ利活用の推進

5 次期学習指導要領等が目指す学びの環境の整備

●次期学習指導要領の趣旨浸透及び実装に向けた徹底的な伴走支援 41億円（28億円）

デジタル学習指導要領の開発、実装に向けた学校等への伴走支援、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援、道徳教育の質的向上に向けた取組の推進、AIを活用した英語教育の充実、理科教育設備の整備等

●「デジタルな形態を含む教科書」の導入に向けた環境整備 25億円（17億円）

学校現場が紙・デジタルを効果的に組み合わせた学びに習熟できるよう、現行のデジタル教科書の更なる活用促進や実証研究のほか、デジタルな形態を含む教科書の配信基盤の整備を推進

6 幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続

- 幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続を支える自治体への支援
10億円（5億円）
架け橋期のカリキュラム策定やコーディネーターの育成・派遣等を促進
- 幼児教育の質の向上に関する調査研究等
3億円（2億円）
幼児期の学びを深めていくための調査研究、幼稚園教諭等の人材確保、幼児教育の影響を検証する大規模縦断調査等を実施
- 幼児教育の質を支える環境整備
55億円（12億円）
ICT環境整備や施設の耐震化等、教育環境整備の支援を実施

7 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策等の推進

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置充実
95億円（88億円）
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの基盤となる配置に加えて、課題に応じた重点配置の実施、不登校支援の核となる教育支援センターへの配置充実、スーパーバイザーの指導助言によるSC・SSWの支援の質向上等
- 校内外教育支援センターの機能強化等
25億円（12億円）
校内教育支援センター支援員の配置拡充、保護者等への相談支援体制の強化による教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の設置促進等
- いじめ・自殺予防対策等の推進
2億円（0.1億円）
いじめ・暴力行為の予防に向けた学習用コンテンツ等の開発、ネットいじめなど学校等での対応が困難な事案や自殺対策に取り組む自治体の伴走支援等
- 夜間中学の設置促進・充実
1億円（1億円）
夜間中学の設置促進や教育活動の充実

8 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築

- 高校生等への修学支援
6,175億円＋事項要求（6,175億円）
高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金等の着実な推進
- 義務教育段階の就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）
補助金における予算単価の引き上げ
5億円（5億円）

9 生涯を通じた障害者の学びの推進

- 特別支援教育の充実
195億円（175億円）
医療的ケア看護職員等の配置促進、就学前から就労を見据えた発達障害児支援、手話理解を含む聴覚障害教育の充実、インクルーシブ教育システムのさらなる推進等

10 子供の体験活動の推進、キャリア教育の充実

- 体験活動の推進
2億円（1億円）
小・中・高等学校等における宿泊体験活動や体験活動導入のための取組、不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の推進
- キャリア教育の充実
1億円（新規）
固定的なキャリア観の刷新に資するコンテンツ等の開発・普及、幅広い産業分野の体験プログラム等の実施により、児童生徒の多様な進路選択を支援

11 義務教育教科書の無償給与

- 義務教育教科書購入費
479億円（470億円）
物価高騰や人件費増等に対応した適正な教科書価格の改定

1. 教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革、
教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、
教員免許改革等の一体的な推進

定数改善計画（～令和10年度）の着実な推進等 （義務教育費国庫負担金）

令和9年度要求・要望額
（前年度予算額）

1兆7,251億円
1兆7,118億円



全ての児童たちへのよりよい教育の実現に向け、学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力を向上、教師に優れた人材を確保する。そのため、改正義務標準法に基づき公立中学校35人学級の計画的な整備などに係る令和10年度までの定数改善計画を着実に推進する。その他、喫緊の課題への対応もあわせて行う。

また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇の実現のため、給特法等の改正を踏まえた教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

定数改善計画の着実な推進 7,539人【24,605人】

（【 】は令和8～令和10年度の改善総数（一部事項には令和7年度の既改善分を含む））

★ 中学校における指導体制の充実（35人学級） 5,524人【16,580人】

令和8年度の中学校1年生に引き続き、中学校2年生での35人学級を実施

★ 養護教諭の配置充実 103人【310人】

複数配置基準を小・中学校いずれも50人引下げ
＜小:851人→801人以上、中:801人→751人以上＞



★ 学校事務体制の機能強化 222人【665人】

複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数の新設



○ 生徒指導に係る体制の充実 650人【2,940人】

小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実
＜小:100人【300人】、中:550人【2,640人】＞



○ 小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】

学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、
小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援



○ 学校統合のための支援 50人【150人】

小・中学校の円滑な統合を引き続き支援

※上記のうち、★については改正義務標準法に基づく改善

児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ることで、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。

※このほか、自然減等として▲6,636人（合理化減等▲2,692人を含む）

喫緊の課題への対応 1,260人【2,520人】

○ 日本語指導が必要な児童生徒の指導体制充実 1,050人【2,100人】

外国人児童生徒等が特に多く在籍する学校に対し、学級内での学習支援を含めた学校全体の指導体制を充実

○ 教師の不足する教科での指導体制確保 210人【420人】

次期学習指導要領の全面実施に向け、臨時免許状所有者及び免許外教科担任による指導を解消するため、特に不足する中学校技術分野担当教員を中心に、免許状所有状況の改善を支援



教師の処遇改善 +127億円

○ 教職調整額の改善 6% ⇒ 7%（令和10年1月～）

令和10年1月から教職調整額の率を6%⇒7%に改善するとともに、
教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
率	5%	6%	7%	8%	9%	10%



※上記のほか、給料の調整額の見直し（1/4縮減。令和10年1月～）を行う。

多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援
教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現

教員業務支援員の配置

95億円（89億円）
29,720人（29,720人）

◆ 教員業務支援員

<事業内容>

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援。

全ての小中学校への配置支援に加え、教師の業務負担が過重な学校への重点配置を支援。

<想定人材>

地域の人材（卒業生の保護者など）

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3

副校長・教頭マネジメント支援員、学習指導員の配置

72億円（26億円）
18,900人（9,250人）

◆ 副校長・教頭マネジメント支援員

<事業内容>

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援。

▶業務内容のイメージ

副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援、外部の関係者との連絡調整 等

<想定人材>

退職教員、学校事務経験者、自治体勤務経験者、民間企業等での事務経験者 等

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3

◆ 学習指導員

<事業内容>

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

- ・ 児童生徒の学習サポート
- ・ キャリア教育・進路指導
- ・ 学校生活適応の支援
- ・ 教師や教育実習生の指導力向上 等

<想定人材>

退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3

現状・課題

教師の厳しい勤務実態がある中、学校における働き方改革を進めることは喫緊の課題である。学校における働き方改革をさらに進めるためには、全ての教育委員会において、働き方改革に関する計画を立て、それに基づいて具体的な施策を実施し、随時進み具合を確認の上、保護者・地域住民等に公表しながら、その効果を検証し、施策の改善を図ることが重要である。

こうした一連の取組を進めるためには、学校を取り巻く状況などに関する幅広い知識・情報・ノウハウを総動員することが必要であり、多くの教育委員会において課題を感じるものであることから、各教育委員会が円滑にこうした働き方改革の取組を進められるよう、専門知識に基づく助言などによるきめ細かな伴走支援が必要である。

事業内容

● 働き方改革アドバイザー派遣等を通じた教育委員会への伴走支援

学校における働き方改革の知識と情報が豊富であり、実践に携わった実績のある有識者を「働き方改革アドバイザー」として委嘱し、働き方改革に関する計画に基づく施策の実行、その施策の効果検証等、一連の働き方改革の取組を進める中で課題を感じている教育委員会からの相談に対し、助言を行う。

● 今の環境でできる校務DXの推進

「校務DXチェックリスト」に基づく学校・教育委員会における校務DXの取組状況の把握や、校務DXの取組に課題を抱える学校・教育委員会に向けて、校務DXの効果、手法を紹介する動画コンテンツの作成等を通じて、校務DXを推進する。

● 働き方改革の好事例等の普及展開

支援スタッフの活用や、校務DXの取組、保護者等対応に係る行政による支援体制の構築等の働き方改革の取組の事例を収集し、好事例の「見える化」やその成果の普及展開を行う。

件数・単価

1団体×約1.2億円

委託先

民間事業者

● 改正給特法を踏まえた中間検証に向けた調査

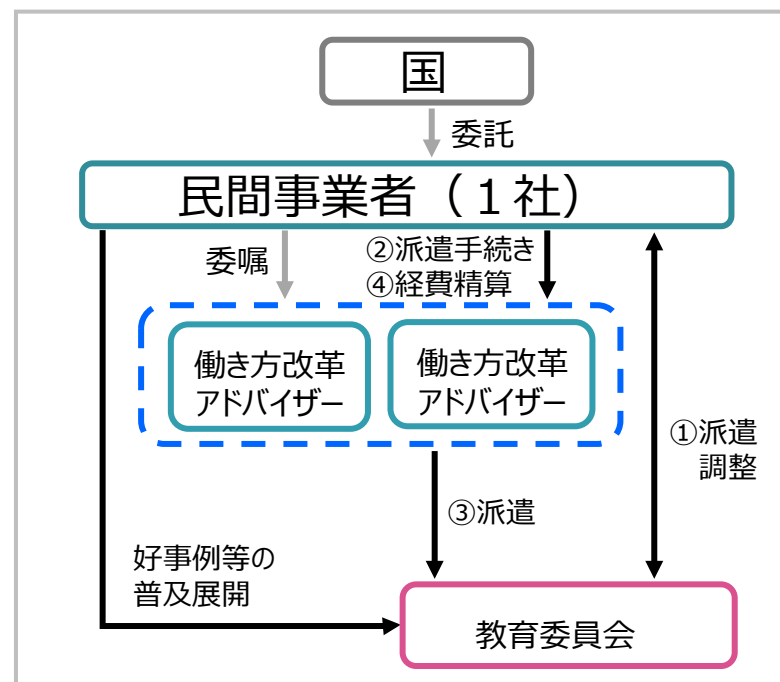
令和11年度までに1箇月の時間外在校等時間の平均を30時間以下にするという目標の達成に向け、勤務環境その他の勤務条件に関する状況等を把握するための調査を実施。

件数・単価

1団体×約0.6億円

委託先

民間事業者



現状・課題

- 社会環境が多様化、複雑化する中で、**保護者や地域住民等からの過剰な苦情や不当な要求**など、学校だけでは解決が難しい事案が学校運営上の大きな課題。**学校のみによる対応とせず**、経験豊かな学校管理職経験者等の活用も含め、**様々な専門家と連携した行政による支援**が必要。

事業内容

① 市区町村における学校問題解決の支援体制の構築

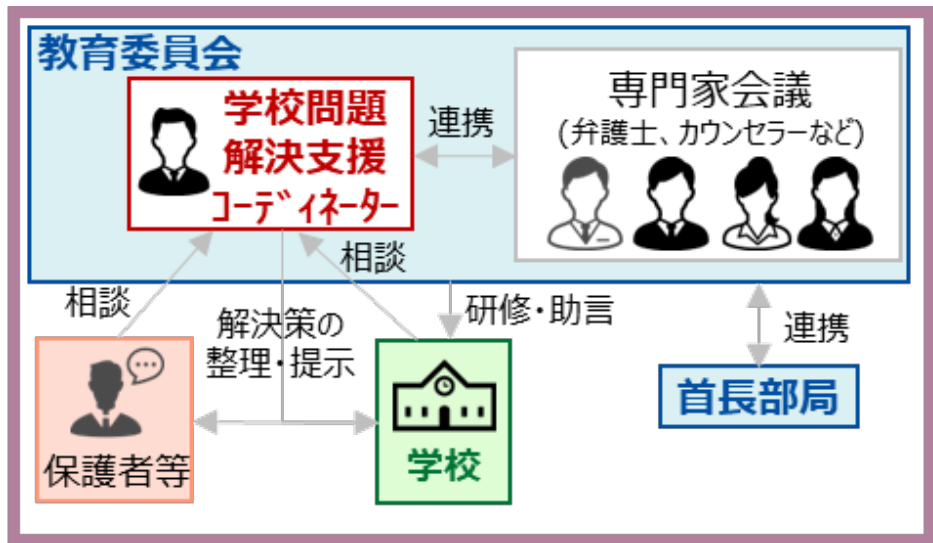
- 市区町村教育委員会に、**学校管理職経験者等による学校問題解決支援コーディネーター**を配置。学校や保護者等から学校だけでは解決が難しい事案等について直接相談を受け付けるとともに、必要に応じ、両者から事情を聴取し、専門家の意見も聞きながら、事案ごとに**解決策を整理・提示**する。
(補助上限：300万円)

補助対象経費	コーディネーターの配置に必要な経費 専門家会議の開催等に必要な経費 (人件費、会議費、諸謝金、旅費等) ※専門家の活動のための経費は含まない	対象	市区町村	対象数補助率	100箇所 1/3
--------	---	----	------	--------	--------------

② 都道府県における広域的な支援体制の構築

- 都道府県教育委員会に、学校管理職経験者等による学校問題解決支援コーディネーターを配置。
- コーディネーターが市区町村教育委員会や学校を訪問する**アウトリーチ型の巡回相談会**や、指導主事や教職員等を対象とした**研修会**の定期的な開催、保護者や地域住民等からの過剰な苦情や不当な要求への対応のための**手引きの策定等**を通じ、広域的な学校への支援体制を構築する。
- **単独でコーディネーターを置くことができない小規模自治体における事案**について、都道府県に配置されたコーディネーター等が直接保護者等から相談を受け付ける体制を整備する。
- 市区町村教育委員会において解決が困難となった事案について、コーディネーターが中心となって事案の状況を判断し、**市区町村教育委員会の専門家会議に助言**を行ったり、**適当な専門家を派遣**したりする体制を整備する。
(補助上限：400万円)

補助対象経費	コーディネーターの配置に必要な経費 専門家による訪問・研修等に必要な経費 手引き等の作成に必要な経費 (人件費、会議費、諸謝金、旅費等) ※専門家の活動のための経費は含まない	対象	都道府県 指定都市	対象数補助率	40箇所 1/3
--------	---	----	--------------	--------	-------------



教育委員会における体制構築（イメージ）

教師の精神疾患による病気休職対策推進のための 専門家活用事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額) 0.5億円
0.5億円



現状・課題

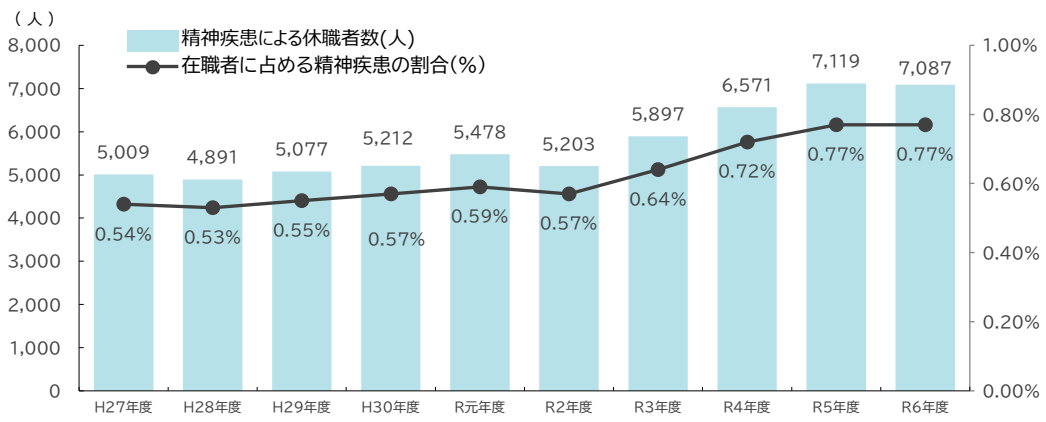
- 昨今、全国的に教師不足の状況にある中、令和6年度の公立学校の教育職員の精神疾患による病気休職者数は7,087人。
→学校現場や児童生徒に影響を及ぼす恐れがあるのみならず、休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う。
- 病気休職者が円滑に復帰するためには、教育委員会等が医療・産業保健面等の専門家の知見を活用しながら、効果的に復職支援等を行うことが重要。
(参考)
1年以内に精神疾患を再発している割合は18.1%、
精神疾患による休職者のうち、休職期間が1年以上の割合は34.8%
(令和6年度 公立学校教職員の人事行政状況調査より)

事業内容

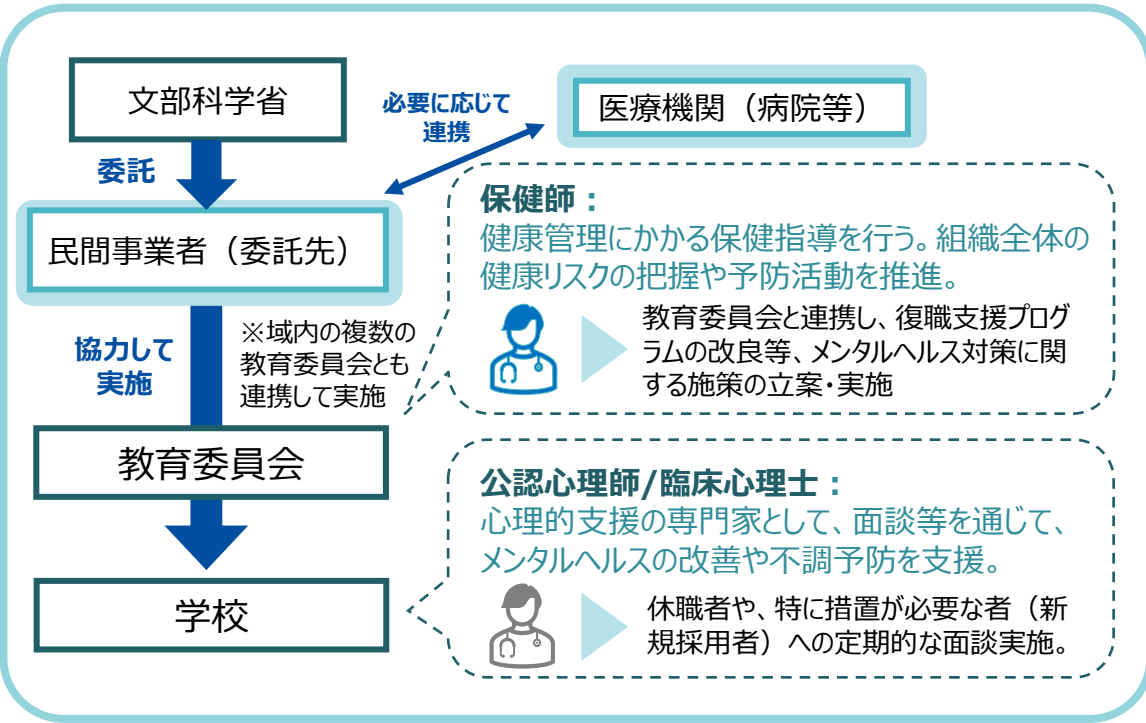
- 教育委員会におけるメンタルヘルス対策において令和8年度の実績を踏まえ、保健師、臨床心理士等の医療・産業保健面等の専門家の活用方策についてより実効的な取組の充実・深化を図り、検証・展開を行う。
- 具体的には保健師は教育委員会と連携し、復職支援プログラムの改良等、対策に関する体系だった施策の構築・実施を行い、臨床心理士等は、学校・教員の面談を行う。
※その他専門家については、採択される民間企業や教育委員会の提案・ニーズに応じて、活用方策を検証・展開する。

件数・単価	1箇所×約50百万円	交付先	民間企業等
-------	------------	-----	-------

■教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移(平成27年度～令和6年度)



※出典：公立学校教職員の人事行政状況調査
※教育職員：公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員



2. 教職の魅力向上を通じた人材確保強化

教職の魅力化推進事業

～ 教師のなり手確保と質の向上の戦略的推進 ～

令和9年度要求・要望額

30億円＋事項要求
(新規)



文部科学省

- 教師のなり手確保・質の向上両面にわたる喫緊の課題の解決のため、国が、都道府県・指定都市を指定し、教職の魅力向上につながる戦略的取組を支援するとともに、経済的負担の更なる軽減等について検討を行うことが必要。
- 自治体の採択に当たっては、取組だけではなく、その具体的な目標（KPI）を重視し、**教師の任命権者として意欲的な目標を掲げる自治体を重点的に採択するとともに、関連する他の事業も組み合わせつつ、目標の達成のために必要な取組を一体的に支援**する。

背景・課題

- 教師のなり手確保に向け、働き方や勤務環境の改革等により学校を魅力的な職場とすることが必要。
- 令和7年給特法改正法の附則第3条第1項では「政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等…の教育職員…について、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とする旨規定されているが、例えば小中高の教諭の時間外在校等時間が、未だ月30時間超である教育委員会は50%以上を占めている。また、直近の公立学校教員の採用選考試験の競争率は2.9倍と過去最低を記録している状況。
- 教師のなり手確保と質の向上は全国共通の喫緊の課題である一方で、その**要因・背景、取組状況は自治体により様々**であることから、**自治体の意欲を喚起し、その優れたアイデアを直ちに実現**するための支援を行うと同時に、国においても**多様で質の高い教師の安定的確保に向けた手立て**を打つことが重要。

事業概要

- 教職の魅力向上に向けた**意欲的な目標（KPI）とそのための3年間のアクションプラン（AP）**を定めた都道府県・指定都市教育委員会を指定。（KPIの例：域内の教師の時間外在校等時間 等）
- APの実行について、既存事業の優先採択とともに、本事業で将来的な自走を前提とした**実証研究のための費用と初期費用を継続的に支援**。
- また、APの実行の障壁となり得る国の各種制度・運用について、見直しの提案を受け付け、**「教育制度改革サンドボックス（仮称）」**を実施。

APに掲げることが想定される取組の例

- ◆ 保護者や地域住民等からの過剰な苦情や不当な要求への対応の高度化・一元化（AI電話対応システム 等）
- ◆ 「学び続ける教師像」の実現に向けた環境の整備（資格取得支援（語学、心理士資格等）、留学・大学院進学支援、学びを評価する仕組み創設 等）
- ◆ 業務効率を高める職員室オフィス改革（フリーアドレス化 等）

※この他、優秀な教師のなり手確保に向けて、**教師になった者に係る奨学金の返還等経済的負担の更なる軽減**等についても検討を行い、必要な措置を講じる。

(担当：初等中等教育局教育職員政策課)

背景・課題

- 先端技術の高度化や社会構造の変化、子供たちの多様化等の学校が直面する様々な課題の状況を踏まえれば、これから教職員組織は、同じ背景、経験、知識・技能を持った均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材を取り入れることで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ集団となることが求められている。
- また、令和6年度に実施された教員採用選考試験の採用倍率は過去最低となるなど、質の高い教師のなり手の確保は喫緊の課題。
- 教師の採用・配置は、各教育委員会において実施するが、質の高い教師のなり手の確保は全国的な課題となっており、義務教育段階を含めた、学校の十分な指導体制を全国で確保するためには、国が主導して教師への入職を支援する新しいモデル開発やベストプラクティスの周知、さらには教職の価値・やりがいなどの社会的啓発に取り組む必要がある。

【教師不足の状況】

- ・令和3年度始業日時点 2,558人（5月1日時点 2,065人）
- ・令和4年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和3年度に比べ、悪化40、同程度22、改善6
- ・令和5年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和4年度に比べ、悪化29、同程度28、改善11
- ・令和6年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和5年度に比べ、悪化22、同程度35、改善11
- ・令和7年度始業日時点 4,317人（5月1日時点 3,827人）
（「教師不足」に関する実態調査（令和3・7年度）、文部科学省調べ）



事業内容

- 多様な優れた人材を教師入職に繋げる新しいモデルの創出や教育実習の改善を実現するための調査研究を実施する。
また、これらの取組と合わせて教師の魅力発信を強化することで、教師のなり手を確保する。

①教師への入職を支援する新しいモデル開発

地域単位での一時的な新しい教師入職の在り方（日本版「サブライティーチャー」制度）

我が国では、①退職教員のうち再任教員や臨時講師に入職している者は一部にとどまっている、②現在の学校現場の状況の中で、教師が学期中に休暇を取得しづらい（他の同僚教師に負担）といった声が存在。これらの課題を解決するため、退職教員等が非常勤講師等として一時的な教師の不在を、地域内の学校を兼務する形でフォローする「日本版サブライティーチャー」について、地域の実情（自治体の規模、都市部/地方部の違い等）に即した導入モデルの開発・実証を行う。

件数・単価	1箇所×約11,000万円	交付先	民間企業等
-------	---------------	-----	-------

②教育実習の質向上のための実証研究

教育実習のあり方が現状では地域や学校ごとに差があり、質の確保・向上の観点から課題がある。加えて、一部の教育実習生や受け入れ側の学校から教育実習の負担が大きいとの声が挙がっている。そのため、強み専門性を有する質の高い教師のなり手の確保と現場負担の軽減の両立を図る観点から、教育実習の質を向上させるための実証研究を行う。

件数・単価	1箇所×約1,700万円	交付先	独立行政法人・大学等
-------	--------------	-----	------------

③教職の魅力発信のための体制整備

上記の取組と合わせて、教師という職業への理解促進や志望者の拡大を目的として教師の魅力が伝わる様々な取組の情報発信を強化することで、強み専門性を有する質の高い教師のなり手の確保に貢献する。

件数・単価	1箇所×約1,900万円	交付先	民間企業等
-------	--------------	-----	-------

アウトプット（活動目標）

日本版「サブライティーチャー」の実証成果の創出・教育実習の質向上・情報発信の強化

短期アウトカム（成果目標）

実証成果の横展開による短期的な欠員の補充の容易化・教師の働きやすさ向上と実習負担軽減。以上の取組等を踏まえた教師の魅力向上

中期アウトカム（成果目標）

学校における働きやすさの改善
教師のなり手不足の改善

長期アウトカム（成果目標）

学校における働き方改革の更なる加速化、指導・運営体制の充実等により教育の質向上を目指す

3. 高等学校改革等の推進

「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の創設 ～N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール※構想～

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠

事項要求
事項要求
（新規）



現状・課題

※N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクールとは、New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools の略である。

就業構造の変化によるミスマッチ（2040年）

地域社会・経済を支える人材の不足が懸念
AI・DX等を駆使した生産性向上を実現できる人材育成が急務

理工・デジタル系人材の不足が懸念
新たな価値創造を担う理系人材の育成が急務

生産年齢人口の減少、地方の過疎化

人口減少下においては、誰一人取り残さず、
全ての生徒の可能性を最大限引き出すことが急務

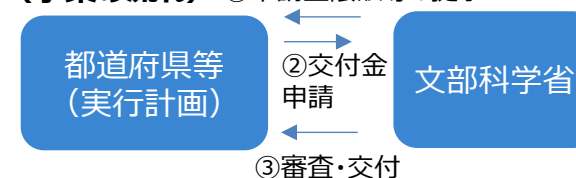
事業内容

- 2040年を見据え、**全国的に、地域社会のニーズや実情に応じた高校教育改革を早期に進める**必要
- 「高等学校教育改革交付金（仮称）」等を創設し、都道府県等に対し財政支援**することにより、都道府県の実行計画に位置付けられた**高校教育改革を強力に推進**
- 国による伴走支援等も行い、人への投資の好循環による**強い経済を実現**

（支援イメージ）

- 高校教育改革促進基金で創出した改革先導校の取組水準を踏まえ、下記3つの柱を基本とした支援メニューを国が複数設定
- 都道府県等は、実行計画に位置付けられた取組のうち、交付金支援メニューを活用する学校、取組内容等を申請
- 国において審査を実施し、交付

（事業の流れ）



①専門高校の機能強化・高度化

- アドバンスト・エッセンシャルワーカーを育成
- 地域発のイノベーションを興すことのできる人材を育成等

最新の設備を備えた教育環境の下、理論と実践の往還による実践力の習得・向上に資する学びを実現する取組



②普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化

- 文理の双方の素養を有する人材を育成
- 理数の学びを経済・社会の発展につなぐことのできる人材を育成等

文理横断的な学びを支える充実した教育環境の下、実社会につながる生きた学びを実現する取組



③地理的アクセス・多様な学びの確保

- 興味・関心等に応じた学びや探究活動により、自らの可能性を最大限に伸ばすことのできる人材を育成等

全ての生徒のニーズや学びを支える充実した教育環境の下、柔軟で質の高い学びを実現する取組

3つの柱の取組の一環として、グローバル人材育成支援や、学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援などについて取り組む。

交付先

都道府県等

主な対象経費

高校教育改革に必要な経費（コーディネーター等に係る人件費、諸謝金、施設整備費、設備・備品費、役務費・委託費、旅費・交通費、消耗品・雑費等）

構想

R8.2 国の高校教育改革に関する
グランドデザイン策定

着手

R7補正 高校教育改革促進基金 改革先導校^{（※）}の創出
都道府県 実行計画の策定

実装・加速

R9年度

交付金等の創設

（R9年度予算編成過程で検討）

（※）一部、学校以外の教育機関を含む

（担当：初等中等教育局高等学校振興課）

【参考】骨太の方針2026（令和8年7月21日 閣議決定）

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（2）公教育の再生、研究活動の活性化

高等学校教育改革促進基金による支援のほか、安定財源を確保した上で、**交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築を通じ、社会の変化に応じた高校教育改革を推進する。**

定時制・通信制高等学校における 教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和9年度要求・要望額

2億円
(新規)



「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」の改正に伴い、不登校経験など、多様な背景を有する生徒が在籍する定時制・通信制高校に関する調査や実証研究により、教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

学校を
支援

① 定時制・通信制高校の多様性に応じた学び 充実支援事業

不登校経験など多様な背景を有する生徒が進学する選択肢となっている定時制・通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるようなカリキュラム開発や、卒業後の進路を見据えた支援に関する調査研究を実施する。

※受託者が7校程度の学校（国公立の定時制・通信制高校等）を支援することを想定。

▼卒業後の進路を見据えた支援

進路未決定率の高い定時制・通信制高校において、他機関との連携等を通じた就労支援を中心とした卒業後の進路を支援する方法など。

▼定時制・通信制高校のカリキュラム開発

不登校経験などのある生徒の社会的自立に向けたカリキュラムの開発や、対面機会の少ない通信制高校における総合的な探究の時間や特別活動の効果的なカリキュラムの開発など。

▼学びの継続に必要な
心理的・福祉的支援

▼報告会の実施

事業報告会を開催し、好事例を共有。
有識者によるアドバイスをもとに調査研究を深化。

件数・ 単価	1箇所・約1億1,700万円	委託先	民間団体等
-----------	----------------	-----	-------

所轄庁を
支援

② 広域通信制高校の適切な指導監督のための 支援

本校の所在県以外に所在するサテライト施設を含めた広域通信制高校への指導監督を行う所轄庁を支援する。

▼点検調査の実施

広域通信制高校を中心に、所轄庁・文科省・有識者が現地調査を実施。

▼アドバイザー派遣 **NEW!**

通信制高校に関する有識者を所轄庁に派遣し、専門的な助言を行う。

▼指導監督のための情報の整備 **NEW!**

点検調査の際の指摘事項や各所轄庁の設置認可基準などの情報を整備し、共有する。

件数・ 単価	2箇所・約6,100万円	委託先	民間団体等
-----------	--------------	-----	-------

生徒・保護
者を支援

③ 通信制高校の情報発信を通じた質保証

通信制高校への進学を検討する生徒や保護者、中学校の進路指導担当者等が適切な情報を得られるような情報発信を行う。



件数・ 単価	1箇所・約800万円	委託先	民間団体等
-----------	------------	-----	-------

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

令和9年度要求・要望額

13億円



文部科学省

令和7年度補正予算額

52億円

現状・課題

- 「人工知能基本計画」（令和8年7月）においては、AIの利活用や開発を担う人材の育成・確保に取り組むこととしており、「**高校から大学・大学院等を通した人材育成システム改革ビジョン**」（令和8年4月）においても、AX時代における産業基盤を支える人材育成に向けた高校教育が求められている。
- そのため、「**高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）**」（令和8年2月）を踏まえた高校改革が着実に実現できるよう支援するとともに、**AX時代における産業基盤を支える人材育成に向けた環境整備を進める必要**がある。

事業内容

生成AIやデータサイエンス等の先端デジタル技術を活用できるデジタル人材を育成するため、**情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施**するとともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などを通じて**ICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化**する学校等に対して、ICT機器・環境整備に必要な経費を支援する

支援対象等

- 支援対象**
高等学校等
- 事業開始年度**
令和5年度補正

箇所数・補助上限額 ※定額補助

- 【**継続2年目**】 100校程度 × 500万円（重点類型の場合 700万円）
- 【**継続3年目**】 200校程度 × 300万円（重点類型の場合 500万円）

※重点類型：必須要件に加え、グローバルな視点、特色化・魅力化を図る視点、産業界と連携した最先端の職業人材育成など、プロフェッショナルな視点から重点的に取り組む学校（30校程度）

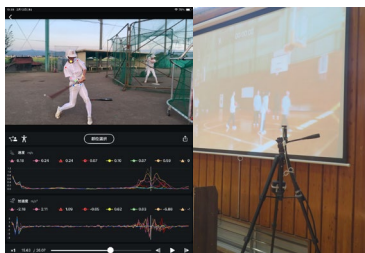
事業スキーム

文部科学省

補助

学校設置者

採択校に求める 具体の取組例



- 情報Ⅱの内容を踏まえた探究・課題研究の充実
- 地域で高い評価を得ている「理数科」を発展させた「新しい理数科」の設置を検討
- 大学、研究機関、地元企業との協働を進められる教育課程を研究・作成 等



- AI・データサイエンス・セキュリティなどの先端技術を活用した学びに挑戦
- 画像解析やシミュレーションを行い、地域に貢献する新たなアイデアの創出 等

アウトプット（活動目標）

DXハイスクール事業において、支援した学校数

短期アウトカム（成果目標）

- DXハイスクールにおいて支援した学校における
- 情報Ⅱ等の開設率
 - 情報・数学等を重視した学科への転換、コースの設置数
 - 情報Ⅱ等における外部と連携したPBLの実施数

長期アウトカム（成果目標）

2040年において、いわゆる文系の生徒と理系の生徒の割合が同程度

※このほか、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の創設に伴う事項要求を含む。

（担当：初等中等教育局高等学校振興課）

現状・課題

●国の目標

「高校教育改革グランドデザイン」に基づき、2040年までに専門高校の生徒数が現在と同水準となることを目指す目標が設定

●課題

専門高校の魅力や新しい教育内容が、小中学生・保護者・中学校教師等に十分に届いておらず、進路選択の候補にあがりにくい現状



●方向性

専門高校に対する「イメージの転換」と「理解促進」を図り、進路として選択する生徒の割合を増加させるため、ターゲット層に応じた強力な情報発信と体験機会の提供を展開

体験型魅力発信の実施 (89百万円)



全国的な規模で、専門高校の魅力を直接体験・発信する機会を創出

対象：国民一般

体験機会の提供：全国産業教育フェア等を通じ、専門高校の学びに直接触れる機会を創出

社会全体への魅力発信：スペシャルサポーター等を活用し、専門高校の魅力を広く発信

専門高校の学びを知る全国共通デジタルコンテンツの作成 (65百万円)



専門高校の主要分野（工業、農業、商業等8分野）の学びと成長を体感できるコンテンツ整備

対象：小中学生、その保護者

3年間の学習の可視化：学科ごとにどのようなスキルが身に付くのかを体感できる仕組みを構築

進路・キャリア紹介：将来の進路や就職後の情報等を伝え、小中学生や保護者のイメージ転換を促進

全国専門高校情報基盤の作成 (85百万円)



生徒の志向や適性に応じて適切にアドバイスできる情報を得られるプラットフォームを整備

対象：中学校教師

学び・進路をつなぐ情報提供：全国の専門高校の情報を共通様式で整理し、都道府県別・学科別に検索可能な情報基盤を整備し、中学校教師が自信を持って進路提案できるようデータを提供

アウトプット

- ・全国産業教育フェアの開催、参加校数
- ・全国共通デジタルコンテンツ（学科別等）の作成
- ・全国専門高校情報基盤の作成、情報サイトへの実装

短期アウトカム（～令和10年度頃）

- ・小中学生・保護者及び中学校教師の「専門高校の教育内容に対する理解度・関心度」の向上（アンケート等での肯定的回答割合の増加、動画視聴回数等のエンゲージメント増）

長期アウトカム（～2040年へ向けて）

- ・進路として専門高校を選択する生徒の割合増加
- ・専門高校の生徒数の現在水準での維持（地域産業・社会の発展を支える人材の持続的育成）

専門高校におけるエキスパートとの共創型授業の実践

令和9年度要求・要望額

2億円
(新規)



現状・課題

- 労働市場の流動化が進む中、前例にとらわれず市場環境や業態変化に柔軟に応えられる人材や、「戦略17分野」をはじめ、各地域の特色ある産業に特化した特定分野における人材の育成が急務。
- こうした中、専門高校がこれまでどおり、我が国の優れた技術を生かしたものづくり産業や、農業・医療・福祉等を担う人材を育成するとともに、地域産業の発展を支える役割を果たし続けるためには、これまで以上に実社会に即した学びや特定分野に特化した専門的な学びが求められ、その指導に当たっては、産業界等との連携・協働のもと、エキスパートの活用を図りながら対応していくことが不可欠。

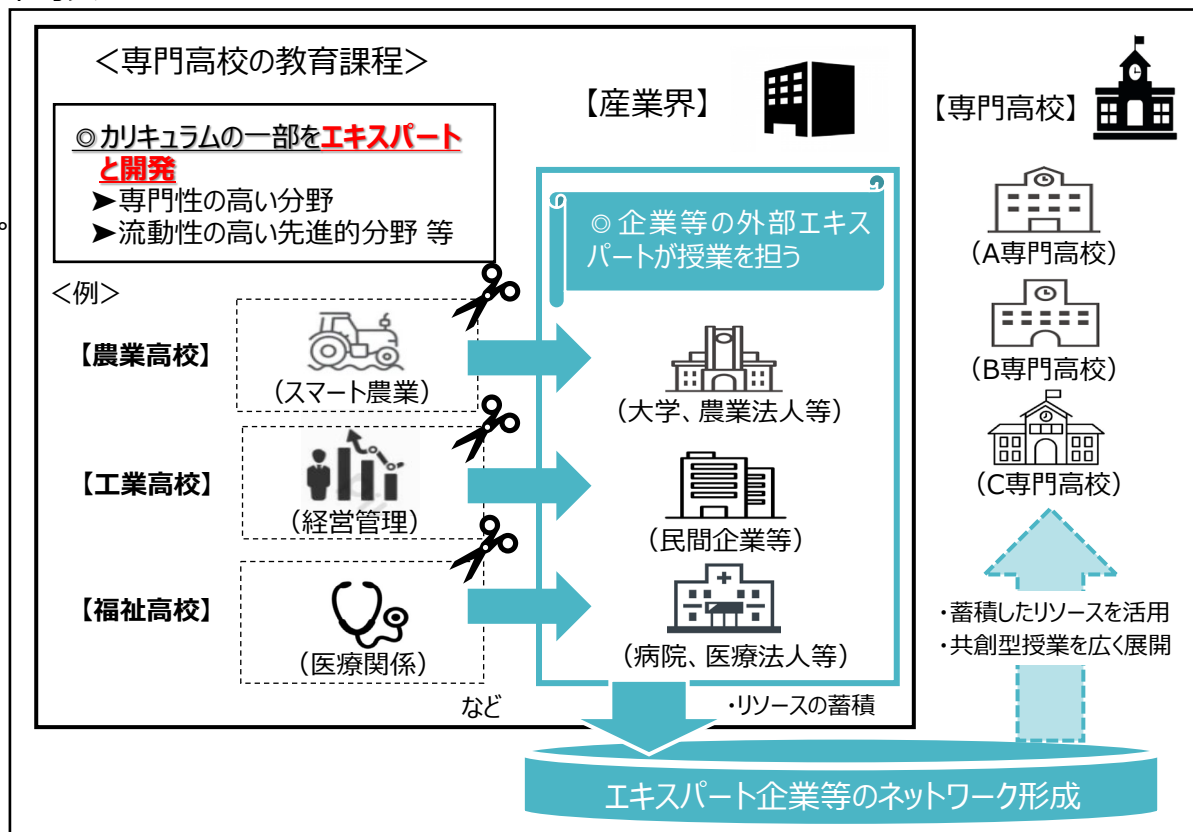
事業内容

専門高校の指導内容のうち、特に専門性の高い分野や、常に新しいものが生み出されていく流動性の高い先進的な分野等について、外部のエキスパートによる指導を前提としたカリキュラムの構築及び体制整備を行う。

事業実施期間 令和9年～令和11年（予定）

- **エキスパートとの共創型授業実証事業** **1.6億円（新規）**
学習指導要領に示す内容のうち、特に専門性の高い分野や、流動性の高い先進的な分野等について、科目の指導内容の一定のまとまりを、エキスパートが担うといったスキームの構築を図る。
また、あわせて、共創型授業の対象となる指導内容に紐づいた企業の人的リソースをはじめ、実社会に即した学びや特定分野に特化した学びを提供できる産業界等のリソースを集約し、広く活用を図る仕組みを構築する。

件数・単価 1箇所×1.6億円 交付先 民間企業



アウトプット（活動目標）

授業の開発件数

令和9年度	令和10年度	令和11年度
16単元	24単元	32単元

短期アウトカム（成果目標）

開発した授業について、当該分野への理解が深まったと回答する生徒の割合

令和9年度 80%
→ **令和11年度 100%**

長期アウトカム（成果目標）

専門高校の機能強化・高度化による生徒数の増

2040年において、令和7年度と同水準

(担当：初等中等教育局高等学校振興課)

4. GIGAスクール構想の更なる推進と学校DX・AXの推進

学校現場における安全かつ主体的なAI活用環境整備

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠
(前年度予算額)

884億円
884億円
4億円)



文部科学省

令和7年度補正予算額

41億円

課題及び方向性

- 次期学習指導要領は、深い学びの実装や多様性の包摂を目指しており、AIはその実現可能性を一層高める技術である。一方、教職員のAI利活用は国際的にも55か国中54位と低位(※)な状況。また、利活用に当たっては、プライバシーやセキュリティ等の一般的なリスクに加えて、過度に学習過程をショートカットすること、主体性を失うことなど教育特有のリスクも存在しており、これらのリスクを踏まえたいわゆる「ガードレール付き」のAI等の実装・利活用を加速させることが重要。
- また、リスクへの対応として早期に「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」の改定を行い、今後も機動的に見直しを行うとともに、ガイドラインに沿った教育分野におけるAIの実装事例を創出する。これらの事例が適切に実装・横展開されるよう、学習指導要領や教科書等の公共性の高いデータの整備を行うとともに、学校現場におけるセキュリティが確保されたインフラ整備を一層進めることが必要。

【骨太方針2026（令和8年7月17日閣議決定）】
A I の社会実装が目前に迫る中、児童生徒の発達段階に応じたA I 活用の指導を後押しし、不確実で変化の速い社会を生き抜ける人材を育てる。学校向けA I 指針を速やかに改定する。国策としてG I G Aスクール構想を推進し、安全かつ主体的なA I 活用に向けた環境整備や実証研究等を進め、先進事例の創出・横展開を図る。

※出典：OECD国際教員指導環境調査（TALIS）2024より

事業①：全国的な教職員向け研修及びAI利活用のリスクに関する調査

5億円

- 令和8年度中に改定予定のガイドラインを周知するとともに、学校現場におけるAIの基本的な仕組みや活用に当たってのリスク、それらを踏まえた利活用の具体例等について、全国の教職員に研修等の機会を提供する。
- また、日々進化するAIについて、AISI等の関係機関とも連携しつつ、技術の進展を情報収集するとともに学校現場におけるリスクに関する知見等を収集・発信するための調査研究を実施。

事業②：教育分野に特化したアプリケーションの実証研究事業

9億円

- 過年度の実証事業や諸外国の動向においても、学習分野におけるリスクを低減するための「ガードレール」付のAIをはじめとする、教育分野に特化したAIの有用性が示唆されている。
- 教育分野へのバーティカルAIの実証研究を、①深い学びの実装、②多様性の包摂、③教職員の負担軽減・学校現場における働き方改革、④先端技術・新たな技術の活用、の4領域で構成し、実証研究を大規模に実施。

事業③：教育分野に必要な基盤的なデータ整備

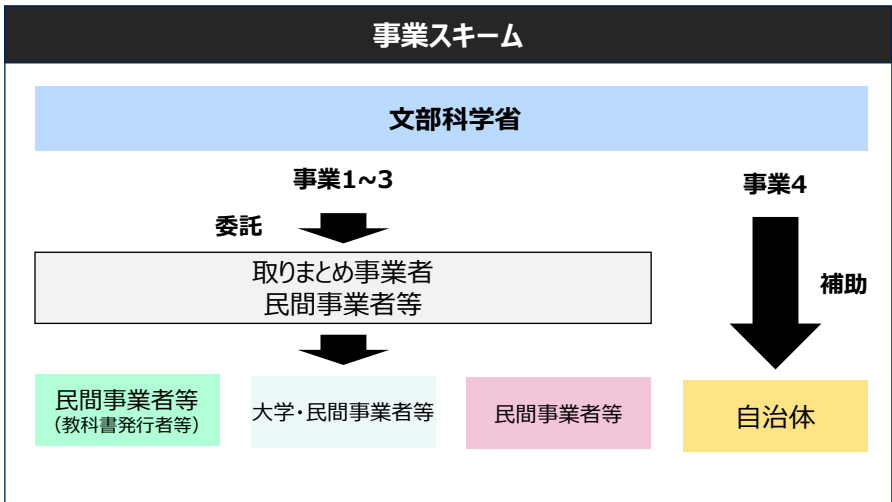
92億円

- 教育分野におけるデータは、AIを適切に利活用する際に不可欠な一方で、現状、紙での管理やPDF形式等での保存も多く、AI活用の前提として必要な構造化や機械可読化がされていない。
- そのため、国等が作成をしている学習指導要領や解説、参考資料等についてのデータを機械可読化・構造化する。また、著作権者等の権利に十分配慮しつつ、自治体等有している指導案のデータや教科書発行者が有する教科書等のデータを整備し、その利活用に関する実証・実装を推進する。

事業④：AI利活用に向けたクラウド環境整備

778億円

- 学校において、教職員や児童生徒がAIを安全かつ主体的に活用できる環境を整備するためには、インターネットを活用したクラウド環境を前提に、情報セキュリティが適切に確保されたインフラが不可欠である。
- 過年度の実証研究の成果も踏まえ、適切なアクセス制御やデータ保護等のセキュリティ対策を講じることにより、特に、教師の働き方改革にも資するよう、教職員が安心してAIを校務に活用できる環境を整備する。



(担当：初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付)

GIGAスクール構想支援体制整備事業

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠
(前年度予算額)

781億円
778億円
3億円)



文部科学省

現状・課題

◎校務DXによる教師の業務効率化等に向け、2026年度から4年間かけてパブリッククラウドを前提とした次世代校務DX環境への移行を順次進めることとしているが、現状ではその整備率は14.4%にとどまっている。また、生成AIを校務で利活用することが有用とされる一方で、インターネットに接続された校務環境が整っておらず、生成AIを校務で利活用できる学校は限定的。

◎デジタル教科書やAIの活用も含むクラウド環境が求められる学校現場において安心して利活用するためのセキュリティ対策が必要である一方で、教育情報セキュリティポリシーを定めている割合は5割程度にとどまり、セキュリティ対策が不十分。また、総務省令の改正に伴い、教育現場を含め地方自治体において実施すべきサイバーセキュリティ対策が具体化（2027年7月施行）されたことも踏まえ、対策の抜本的強化が必要。

◎加えて、各種教育DXビジョンの策定、端末利活用等の専門家による支援など、GIGAスクール構想第2期を強力に推進するための基盤整備が急務。

目指す姿

パブリッククラウドを前提とした次世代型校務支援システムと強固なセキュリティ基盤により、学校現場での安全かつ主体的にAIを活用できる教育環境を実現



データの安全性



校務の効率化



働き方改革



主体的な学び

事業内容

(1) AI利活用に向けたクラウド環境整備（次世代校務DX環境の全国的な整備）

○ 都道府県域での共同調達・共同利用等を前提とした次世代校務DX環境の整備支援

都道府県域での共同調達・共同利用及び帳票統一を前提に、自治体の次世代校務DX環境整備に係る初期費用（校務系・学習系のネットワークの統合に係る費用や、校務支援システムのクラウド化に係る費用等）を支援。

(2) AI利活用に向けたクラウド環境整備（学校セキュリティの確保）

○ クラウドベースの強固なセキュリティ対策の支援

AIを安全に活用するためにも必要不可欠なセキュリティ確保等のため、教育情報セキュリティポリシーを策定した自治体におけるセキュリティ強化に係る費用（※）を支援。

（※）「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和9年3月公表予定）に示す要件を満たすセキュリティ対策の実施に係る費用等

(3) 学校DXのための基盤構築



各種教育DXビジョンの策定、端末利活用等の専門家による支援、ネットワークの共同調達の支援等、学校DXに向けた技術的な相談に要する経費を支援。

補助率等

事業主体：都道府県、市町村

補助割合等：

(1) (3)：3分の1

(2)：2分の1

予算単価（事業費ベース）：

(1)：6,800千円/校

※都道府県域での共同調達・共同利用を前提とする。

(2)：10,000千円/校

(3)：200千円/校※

※18校（360万円）未満の場合でも360万円として算定

(担当：初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付)

学校教育における情報セキュリティの確保

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠

647億円
642億円



文部科学省

令和7年度補正予算額

3億円の内数

背景・課題

- 学校現場において、AI（汎用モデル・教育分野特化問わず）を利活用する場合、閉域環境（インターネットへ接続しないこと）を前提にしたセキュリティ対策ではなく、インターネットを活用したクラウド環境を前提としたセキュリティ対策を講じることが不可欠である。
- また、改正地方自治法において、地方自治体は「情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない」と定められたことを根拠に、総務省令において、**教育現場も含め地方自治体において実施すべきサイバーセキュリティ対策が具体化され義務付けられることから、教育現場における情報セキュリティ対策の整備を加速させる必要がある**（令和9年7月施行）。
- 児童生徒が安心してインターネットを活用するとともに、教職員が安心してAIを利活用し、学校現場におけるAIの活用や働き方改革を推進するためには、セキュリティが確保されたインフラの整備が不可欠である。このため、**クラウド環境を前提として、教育現場の実態に即したセキュリティ対策を実施し、「安全かつ主体的にAIを活用できる教育環境」の構築を推進する。**

事業内容

補助	①AI利活用に向けたクラウド環境整備（学校セキュリティの確保）	642 億円【再掲】
	➤ 多様な攻撃手段から児童生徒を保護するとともに、校務においてはAIを安心して利活用するためにもクラウド環境におけるセキュリティ対策は必要不可欠であり、本事業を通じてクラウドバイデフォルトの時代に即した働き方を抜本的に改善させる校務環境を整備することを目指す。 ➤ 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和9年3月公表予定）において、教育現場における必要なセキュリティ対策を定義することを前提に、教育現場の特性を踏まえ、総務省令を適切に順守するために必要なセキュリティ対策を加速的に実施するために必要な取り組みを支援する。 【教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン】（令和9年3月公表予定）に示す要件を満たすセキュリティ対策の実施（強固なセキュリティ対策）に係る費用を支援 事業主体：都道府県、市町村 補助割合等：2分の1 予算単価（事業ベース）10,000千円/校	
委託	②教育現場の情報セキュリティ対策支援	0.2 億円
	➤ 教育現場におけるセキュリティ対策を強化するため、文部科学省に一元的な相談窓口を設置するとともに、教育セキュリティポリシー策定支援等を実施する。	
委託	③重要な情報を取り扱うクラウド系アプリケーション（校務支援システム等）のセキュリティ向上	4.2 億円
	➤ 教育業界においても、重要な情報を扱うクラウド系アプリケーションにおけるセキュリティ対策は必須である。 ➤ クラウド系アプリケーションを提供する民間企業のうち、特に、校務支援システムベンダーや心の健康観察系など、学校現場に広く浸透しているかつ個人情報を含む重要性の高い情報を取り扱う社を念頭に、国が定める認定制度等の取得を促進するなどのセキュリティ強化を実施する。	
委託	④個人情報保護の徹底を含めた教育現場の情報セキュリティ対策	1 億円
	➤ 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」改訂に向けた調査研究等を実施する。 ➤ 個人情報保護法の3年見直し（16歳未満の子供の個人情報等の取扱いの変更等）を踏まえ、教育データ利活用に係る留意事項の改訂を行う。 ➤ 個人情報保護法の順守等、個人情報の適正な取扱いが不十分な自治体における課題解決に向けた伴走支援を行う。	

教育DX環境を支える基盤ツールの整備・調査研究

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額
令和7年度補正予算額

26億円
10億円)
13億円



文部科学省

背景・課題

- 子供たちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実及び教職員の負担軽減に向け、国策として推進するGIGAスクール構想を中心に、教育DXを加速することが求められている。このような教育DX環境を整備・充実していくため、**基盤的なツールを文部科学省が整備するとともに、環境整備に必要なルールを検討・策定する**必要がある。
- また、教育DX環境下における**教育データの分析・活用**についても、現状、効果検証までを行っているのは一部の取組に限られることから、環境整備と併せて効果検証に取り組み、**全国的な取組を促進する**必要がある。
- 加えて、令和8年度の検証結果も踏まえつつ、**子供たちの学びの向上に資する次期デジタル学習基盤の在り方について検討等**を行う必要がある。

事業内容

委託	文部科学省CBTシステム（MEXCBT）の改善・活用推進 14.5億円 ➢ 文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）を、希望する全国の児童生徒等が、オンライン上で学習・アセスメントできる公的なCBTプラットフォームとして提供し、デジタルならではの学びを実現。 ➢ 令和9年度の全国学力・学習状況調査の教科調査等において活用予定（全国学力・学習状況調査の全面CBT化における活用）。 ➢ 地方自治体独自の学力調査等のCBT化についても、引き続き地方自治体のニーズに対応できるようにする。
委託	教育データ利活用の加速化に向けた実証研究・伴走支援等 3.2億円 ①教育データの利活用に関する実証研究等 ➢ 教育データ利活用のプロセスをまとめた「 教育データ利活用のステップ（β版） 」（文部科学省作成）をベースに 教育データ利活用の一連のプロセスを実証 。特に、現場における活用フェーズに焦点を当て、データ利活用によって得られた効果について検証し、ユースケースの創出を図る。その成果を踏まえ、ステップ（β版）の更新を行う。 ②教育データ利活用の横展開のための自治体等支援 ➢ 自治体がデータ利活用推進にあたり、「知見の共有＝DX」をできるような コミュニティ形成を実施 。自治体自らが類似自治体の取組の参照や悩みの共有・相談を行うことを目指す。 ③教育データ連携を前提とした環境整備に関する実証研究 ➢ 各教育委員会等が教育データ利活用をより円滑に進められるよう、 今後の教育データ利活用に関するシステムや連携方法等の在るべき姿の検討 を行う。
委託	校務DX等加速化事業 2.4億円 ➢ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、2029年度までを緊急改革期間と位置付け、時間外在校等時間の月30時間程度への削減を目標としており、その有効な手段である校務DXを通じた働き方改革を加速していく必要がある。 ➢ 教員の働き方改革を抜本的に改善させるため、 相談窓口の設置及び専門人材の派遣により次世代校務支援システムの都道府県域での共同調達・共同利用を推進 する。 ➢ 次期学習指導要領改訂も見据え、 次世代校務支援システムが担うべき役割・在り方・機能について時代に即した検討 を行う。
委託	教育データの標準ルールの策定・充実 ①教育データの標準化推進事業 0.6億円 ➢ 教育データ標準の社会実装に向けて進める調査結果を元に、現場実証を含むユースケースの検証及び検証結果の標準へのフィードバック、社会実装に向けた自治体や事業者に向けた支援策の検討を行う。また、GIGAスクール構想の推進に向けて、必要な基盤を整備するために必要な、広域におけるID管理及び認証基盤に関する調査研究を行う。 ②教育データの相互運用標準モデル 1.5億円 ➢ データのシステム間での相互運用性確保のための共通ルール等を定めた「 相互運用標準モデル 」の更新及び適合性評価の仕組み等の実施可能な体制面・技術面等の検討に係る調査研究を行う。
委託	デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究 3.5億円 ➢ 次期デジタル学習基盤の具体化 のため、ヒアリングや技術実証等により実現可能性を検証した上で、市場調査等の追加調査を行い、 詳細な検討・設計 を行う。 ➢ また、国・地方自治体等の役割分担を踏まえ、 効率的かつ合理的な調達・運用を実現するためのガイドライン・調達仕様書等の作成等 を行う。

(担当：初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付)

学習指導要領改訂を見据えた 情報活用能力の抜本的な向上

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

13億円
3億円)



文部科学省

令和7年度補正予算額

4億円

現状・課題

我が国を担う全ての子供たちの情報活用能力を抜本的に向上するためには、情報活用能力育成の「要」として創設する、小学校総合の「**情報の領域**」や中学校の「**情報・技術科**」、これらを踏まえた内容を高度化する高等学校情報科を**全国で確実に実施することが不可欠**。

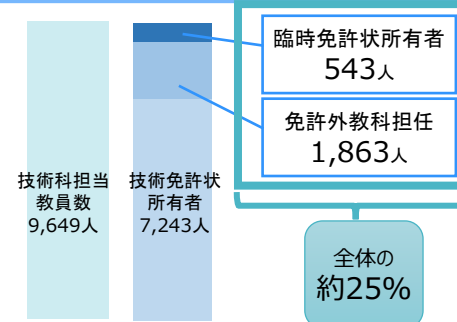
一方で、担当教員の不足など指導体制上の課題があることから、国は、学校現場に対応を委ねることなく、教材開発や研修をはじめ**必要な条件整備を責任を持って直ちに進める**必要がある。

中央教育審議会では議論されている
次期学習指導要領で想定される授業時数の考え方

小学校総合「情報の領域」			
3年	4年	5年	6年
各学年最大30コマ程度		各学年最大35コマ程度	
中学校「情報・技術科」			
1年	2年	3年	
各学年最大70コマ程度		最大35コマ程度	

※小学校総合における「探究の領域」と「情報の領域」はそれぞれ標準授業時数を設定する
※現行の中学校技術・家庭科の技術領域に含まれる内容を含む標準授業時数
※小学校総合は情報の領域については新たに設ける。中学校「情報・技術科」の現行の「技術・家庭科」の技術分野は中学校1年生・2年生はそれぞれ35コマ、中学3年生は17.5コマである。

全自治体における免許状保有状況（R7）



※文部科学省「中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制に関する実態調査（令和7年度）」

事業概要

1 情報活用能力の抜本的向上のための 実践・調査研究 7億円

- 教師が小学校総合「情報の領域」、中学校「情報・技術科」に関する新たな学習内容を**過度な負担なく指導できる**ようにするための**学習者用教材を開発**する。
- 教材の**実践・検証により質の向上を図り**、先行実施※期間も含めて**どの学校でも確実に情報活用能力の育成が図られる**ようにする。
- 児童生徒の情報活用能力を**定期的に測定・把握するための調査研究**を行う。

※全面实施を待たずして部分的な指導が可能となるよう、令和10年度以降、段階的に新教科・領域を先行実施するための経過措置を講ずる方向で検討

2 情報活用能力の育成・情報モラル教育 に関する指導充実のための 総合的な支援 5億円

- **研修用動画の作成や研修等の提供**、それらを活用した自治体の指導体制強化のための**ネットワークづくりや複数校指導・遠隔授業等の体制の工夫に関する支援**を行い、**すべての担当教員の指導力向上を図る**。
- 情報モラルを育成するための**動画教材等の充実**や**教員の指導力向上に向けた研修等**を行い、**情報モラル教育を推進**する。
- 自治体等の課題解決に向けた**各種専門家派遣による相談体制を構築し、伴走支援**を行う。
- **外部人材の活用などの調査研究等**を行い、**地域の実情に応じた指導体制の構築**を図る。

3 中学校技術科における 免許法認定講習の強化等 0.7億円

- 全国の認定講習受講希望者がオンラインで負担なく受講できる**認定講習プログラムを開発・運用し、中学校技術科の免許取得を促進**するとともに、**教員の指導力向上を図る**。
- 創設される中学校「情報・技術科」における**免許制度の在り方に関する議論を踏まえ、必要な研修や講習の内容等に関する調査研究を実施し、教員の計画的な養成・確保**を図る。

※その他、教師不足対応に資する教員定数改善として、中学校技術科の免許を追加で取得するための加配定数を新設

指導体制の強化を総合的に支援し、情報活用能力の抜本的向上を確実に実現する

(担当：初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付)

学習指導要領改訂を見据えた

情報活用能力の抜本的な向上①

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

13億円
3億円) 文部科学省



令和7年度補正予算額

4億円

事業内容

1 情報活用能力の抜本的向上のための実践・調査研究 7億円

(1) 情報活用能力育成のための実践研究

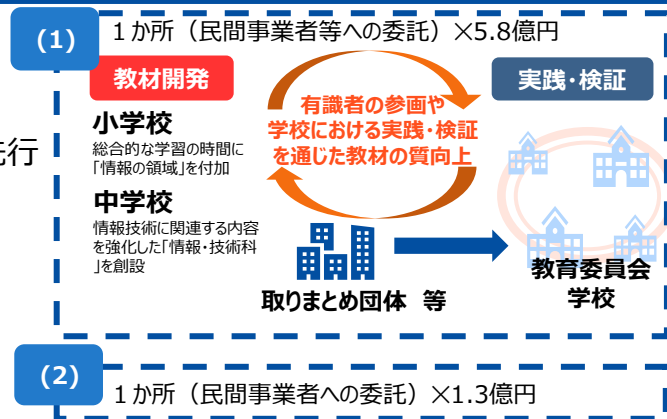
情報活用能力の抜本的向上に係る方向性を踏まえ、次期学習指導要領で強化・充実を目指す情報教育を、先行実施※期間も含め、教師にとって過度な負担なく全国どの学校でも確実に実施できるよう学習者用教材を開発する。

また、実証校において、開発教材及び授業等での情報活用能力の育成等の実践・検証を行う。

※全面実施を待たずして部分的な指導が可能となるよう、令和10年度以降、段階的に新教科・領域を先行実施するための経過措置を講ずる方向で検討

(2) 情報活用能力の把握に関する調査研究

学習の基盤となる資質・能力である「情報活用能力」を、児童生徒がどの程度身に付けているかを定期的に測定するため、小学校・中学校・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査の実施に向けた調査・研究を行う。



2 情報活用能力の育成・情報モラル教育に関する指導充実のための総合的な支援 5億円

(1) 小・中・高における情報活用能力育成のための指導力向上にむけた研修の充実支援

次期学習指導要領の確実な実施に向けて、教師の指導力向上にも資するよう、①教師等の指導力向上のための研修用授業解説動画の作成、②研修の提供、及び③それらを活用した自治体の指導体制強化のためのネットワークづくりや複数校指導・遠隔授業等の体制の工夫に関する支援を行う。

(2) 情報モラル教育推進事業

SNSやインターネットを利用する際に普段から意識すべきルールやマナーに関することや直面する諸課題（偽・誤情報やディープフェイクなど）について、児童生徒が自ら考え、解決できる力を身に付けることを目指し、授業等で活用できる各種動画教材等の充実や教員の指導力向上に向けた指導者セミナーの開催、研修動画の作成を行う。

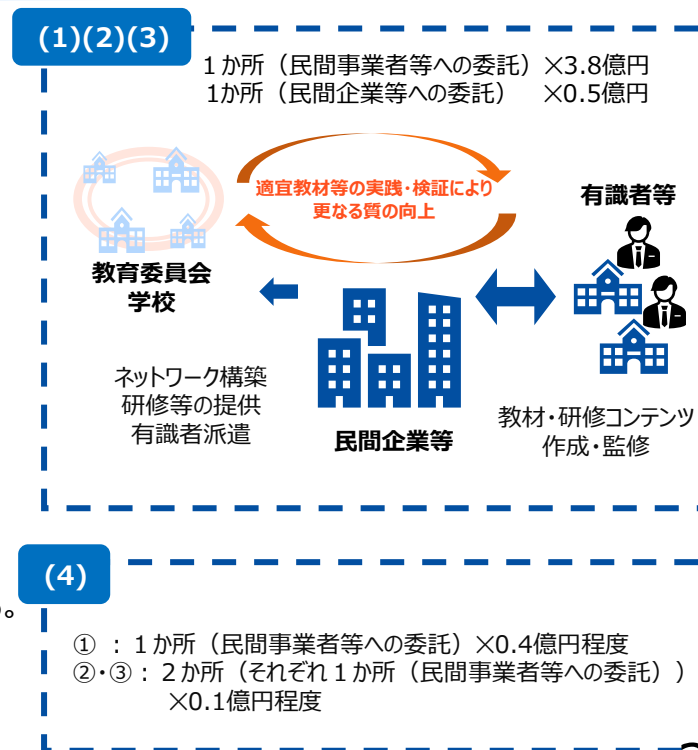
(3) 学校DX戦略アドバイザー事業

1人1台端末の利活用等に関する各種専門家による相談体制を構築し、自治体等の課題解決に向けて伴走支援を行う。

(4) 情報活用能力の指導体制強化に向けた各種調査研究

地域の実情に応じた持続可能な指導体制の構築に資するため、以下に関する調査研究・実証研究を実施する。

- ① AIなど先端の情報技術の指導に関する民間企業や大学等の外部人材の効果的な活用の在り方
- ② 情報活用能力育成に必要なデジタル加工機等の効果的な活用や整備の在り方
- ③ ICT支援員等を活用した効果的な指導体制の在り方





事業内容

3 中学校技術科における免許法認定講習の強化等 0.7億円

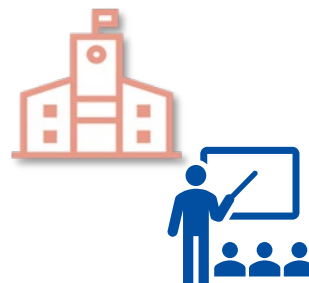
(1) オンラインを中心とした免許法認定講習（中学校技術科）の実施

中学校技術科の複数免許取得促進を目的とし、**全国の免許法認定講習受講希望者がオンラインで負担なく受講できるようにする**ため、**拠点大学における認定講習プログラムの開発・運用や環境整備を支援**する。

- オンラインを前提とした認定講習プログラムの開発・運用
- 認定講習プログラムを全国展開するための環境整備
- 中学校技術・家庭科（技術分野）担当教員の免許状保有者の改善に向けて、**令和9年度においては800名を受講可能に**

※R8年度受講者：定員600名を上回る656名が受講予定（7月末時点）

※その他、教師不足対応に資する教員定数改善として、中学校技術科の免許を追加で取得するための加配定数を新設



(2) 中学校「情報・技術科」の創設に向けた研修等の在り方に関する調査研究

創設する中学校「情報・技術科」のうち、特に情報技術領域を指導できる教員の不足といった課題等を踏まえ、平成15年度の高校「情報科」創設の際の取組も参考としつつ、「情報・技術科」をすべての中学校で着実に実施できるようにするため、**教員の計画的な養成・確保のための免許制度の在り方に関する検討を踏まえ、必要な研修や講習の内容等に関する調査研究を実施**する。

(1) 1か所（大学への委託）×0.6億円

講習プログラム開発・運営

拠点大学

都道府県教委は、
受講者リストを提出

講習プログラムを基に、
実習等の課程を含む
講座の実施を要請

連携大学

都道府県
教育委員会

・オンラインを中心
とした講座の実施
・各教育委員会と連携
した実習講座の実施

受講希望者の募集
講習会場の整備
受講者へのサポート

全国の認定講習受講者

(2) 1か所（大学等への委託）×0.1億円

5. 次期学習指導要領等を目指す学びの環境の整備

次期学習指導要領の円滑な実施に向けた趣旨浸透・実現可能性の確保に向けた情報発信、教育委員会・学校への徹底的な伴走支援など、学習指導要領を目指す学びの環境を整備する。

学習指導要領等の編集改訂等

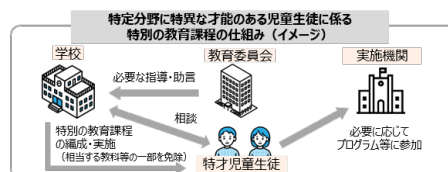
10億円（2億円）【拡充】

- 令和8～9年度の学習指導要領等の改訂を踏まえ、解説書や授業・教員研修等に使える動画の作成、学校等への伴走支援を通じて、改訂趣旨の理解・定着を図る。
- 教師が学習指導要領を効率的に理解・活用し、質の高い授業づくりや働き方改革につながられるよう、「デジタル学習指導要領」を開発する。

特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援

2億円（1億円）【拡充】

- 特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別の教育課程の編成・実施が可能となることを踏まえ、適切な指導・支援を実現に向け、大学を中心とした相談支援拠点を設け、学校や教育委員会への専門的な助言体制を構築する。あわせて、理解促進のための研修等により支援の必要性や仕組みの浸透を図りつつ、相談支援拠点が連携するネットワーク構築に向けた調査研究を実施する。



次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発

1億円（1億円）

- 現行学習指導要領の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、新しい教育課程、指導方法等について研究開発を行う。

理数教育の充実のための総合的支援

19億円（19億円）

- 理科教育振興法に基づき、観察、実験にかかる理科設備の充実を図るとともに、理科の観察・実験の充実及び指導に注力できる環境の整備等を行うため、物的・人的の両面にわたる総合的な支援を実施する。

小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

6億円（2億円）【拡充】

- 英語を使う機会の少なさ、学ぶ動機付けの弱さ、家庭学習時間の確保、適時適切なフィードバックや既習事項を繰り返して定着させることの必要性が指摘されているところ、A I の活用等により英語教育の抜本強化を図るモデル構築や、学習指導要領に対応した外国語教育の条件整備等を推進する。



「考え、議論する道徳」の実装

3億円【新規】

- 次期学習指導要領を見据え、「考え、議論する道徳」の実装に向けた道徳教育の充実を図るため、実践事例を創出する。あわせて、自治体への有識者による指導・助言などの伴走支援を通じて、取組の質の向上と好事例の普及を推進する。

★道徳アーカイブ



学校における放射線に関する教育の支援

0.3億円（0.3億円）

- 放射線副読本を活用し、教職員等を対象とした研修や児童生徒等を対象とした出前授業を実施する。

その他、スーパーサイエンスハイスクールにかかる事務費を計上。

「デジタルな形態を含む教科書」の導入に向けた環境整備

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

25億円
17億円)

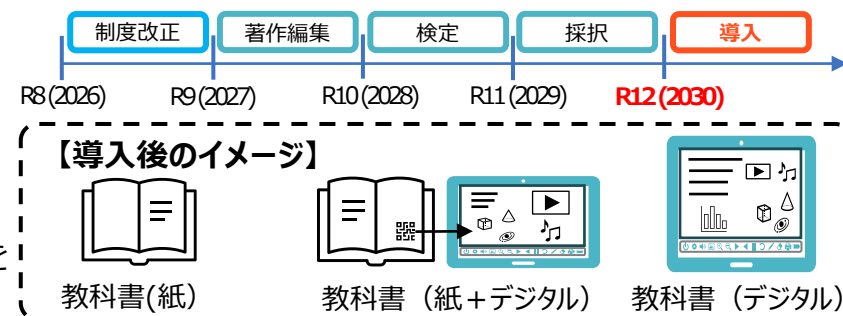


文部科学省

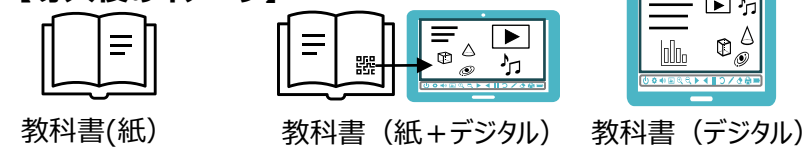
背景・課題

- 令和8年学校教育法等改正により、これまで紙だけが認められていた教科書にデジタルを取り入れることが可能となり、次期学習指導要領の実施が見込まれる**令和12(2030)年度から、「デジタルな形態を含む教科書」の導入**を予定。
- これまでも、紙の教科書をそのまま端末に表示する「現行のデジタル教科書」(教科書代替教材)の提供等を進めてきたところ、学校現場が**紙・デジタルを効果的に組み合わせた学びに習熟**できるよう、**現行のデジタル教科書の更なる活用促進**や**実証研究**のほか、デジタルな形態を含む教科書の**配信基盤の整備**に取り組む。

【導入スケジュール】



【導入後のイメージ】



事業内容

①学習者用デジタル教科書購入費

1,610百万円(1,529百万円)

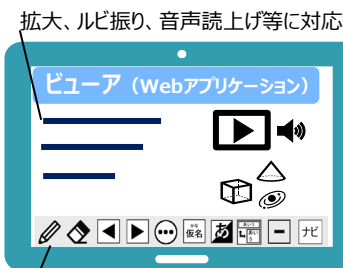
- 「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」の議論の方向性を踏まえ、**英語等の教科**について、全国の小・中学校等に**現行のデジタル教科書を提供**する。

学校種、 学年	・小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部 5・6年生 ・中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部 1～3年生
------------	---

③標準仕様書に基づく教科書の配信に関する調査事業

596百万円(新規)

- 令和8年度中に策定する「標準仕様書」に基づき、教科書のデジタル部分の**配信基盤**である「ビューア」を改修する。
- 配信の実証**も行うことで、実際の配信に当たっての課題の把握等を行う。



追加予定の機能

- 通信障害発生時等のための機能
(印刷、ダウンロード)
- コンテンツ拡散防止
(電子透かし等)
- 動画・音声の字幕表示、再生速度調整等

②学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業

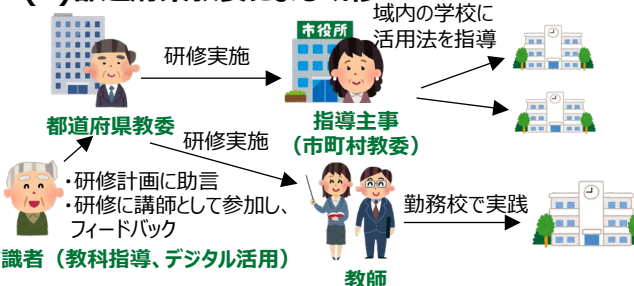
193百万円(168百万円)

- デジタルを活用した指導力向上のため、
(1)実証研究校における**授業実践**、
(2)都道府県教委による**教師・指導主事向け研修**の伴走支援により**先進事例を創出し、事例集・研修動画で横展開**を図る。
※高等学校の授業実践の対象教科を追加(3→6)【拡充】
- 発達段階・教科別のデジタル適性や課題の把握のため、(3)全国の児童生徒・教師に対する**大規模アンケート調査**(標本調査)を実施する。

(1)授業実践



(2)都道府県教委による研修



④教科書ビューアアカウント情報一括登録システムの構築に向けた調査研究事業

83百万円(新規) ※デジ一括計上

- ビューアの**アカウント管理の負担軽減**を目的に、各社ビューアに一括してアカウント情報を登録できるシステムを構築するため、(1)システムの**要件定義等**の検討、(2)**要件定義書・調達仕様書の策定**のための調査研究を実施する。

(担当: 初等中等教育局教科書課)

6. 幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続

幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

68億円
20億円)



- 全ての子供に対して、質の高い幼児教育が提供されるよう、自治体への支援、調査研究、教育環境の整備等により、幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続に向けた取組を推進する。

1 幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続を支える自治体への支援 9.6億円（4.9億円）

自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、**架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）**のカリキュラムの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行うなど、**各地域における「幼保小の架け橋プログラム」を推進し**、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| ① 幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業 | 9.1億円（4.6億円） |
| ② 幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究事業 | 0.5億円（0.3億円） |

2 幼児教育の質の向上に関する調査研究等 3.1億円（2.4億円）

幼児期の学びを深めていくための調査研究や、**幼稚園教諭等の人材確保**のための実証・モデル事業、幼児教育が子供の発達や小学校以降の学習や生活に与える影響について検証するための**大規模な追跡調査**等を実施し、幼児教育の質の向上を図る。

- | | |
|--|--------------|
| ① 幼児教育の学び強化事業 | 0.2億円（0.2億円） |
| ② 幼稚園教諭等の人材確保のためのコンソーシアム・復職コーディネート体制構築事業 | 0.7億円（0.7億円） |
| ③ 幼児教育に関する大規模縦断調査事業 | 1.0億円（1.0億円） |
| ④ 幼児教育の理解・発展推進事業 | 0.9億円（0.3億円） |
| ⑤ OECD ECEC Network事業への参加 | 0.2億円（0.2億円） |

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備 55億円（12億円）

DXの推進や国土強靱化に資する**ICT環境整備**、**施設の耐震化**等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援する。

- | | | |
|------------------|-------------|-------------------|
| ① 教育支援体制整備事業費交付金 | 31億円（7.9億円） | 〔令和7年度補正予算額 20億円〕 |
| ② 私立幼稚園施設整備費補助金 | 25億円（4.4億円） | 〔令和7年度補正予算額 20億円〕 |

※四捨五入の影響により、計が一致しない場合がある。（担当：初等中等教育局幼児教育課）

幼児教育推進体制等を活用した 幼保小の架け橋プログラム促進事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

9億円
5億円)



現状・課題

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、その後の人生に長期にわたって、よい効果をもたらすものであり、全ての子供に対して、**設置者や施設類型を超えて幼児教育と小学校教育の円滑な接続の充実を図ることが重要**である。
- 特に、近年、**低学年における不登校児童数が増加している状況**を踏まえると、子供の成長を切れ目なく支える観点から、幼保小接続の取組を一層推進する必要がある。さらに、中央教育審議会では、**幼稚園教育要領等の次期改訂に向けた議論や、幼稚園教諭等の養成・採用・研修の在り方**に関する今後の方策として、小学校教育との接続に関する取組の更なる推進が示されている。
- 架け橋期の教育を充実させるためには、**地域の幼保小の関係者が連携・協働し、カリキュラムベースでの取組（幼保小の架け橋プログラム）を全国の各自治体で展開**していく必要がある。

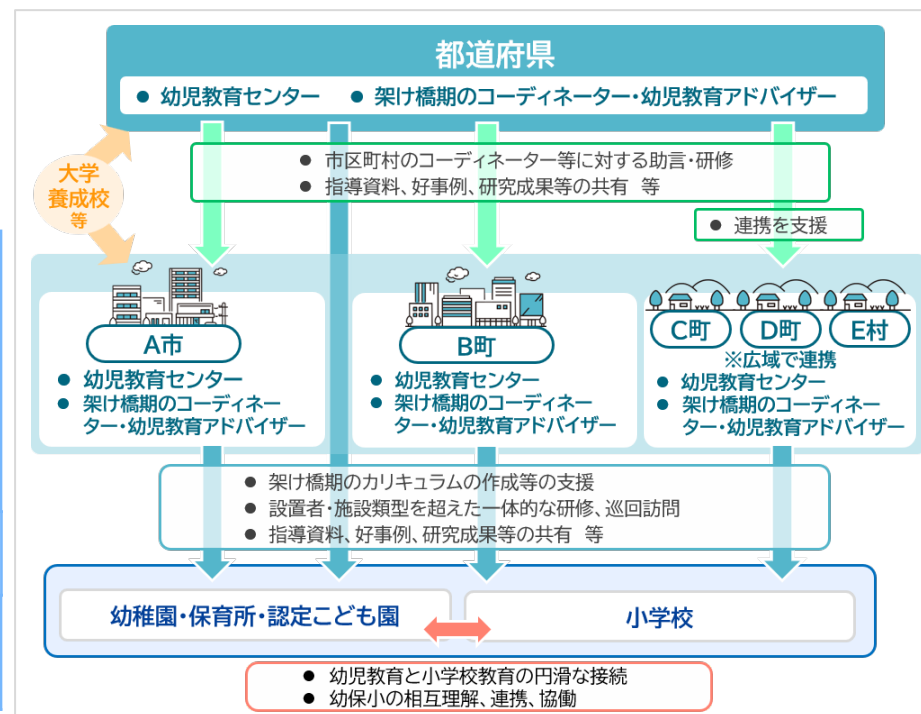
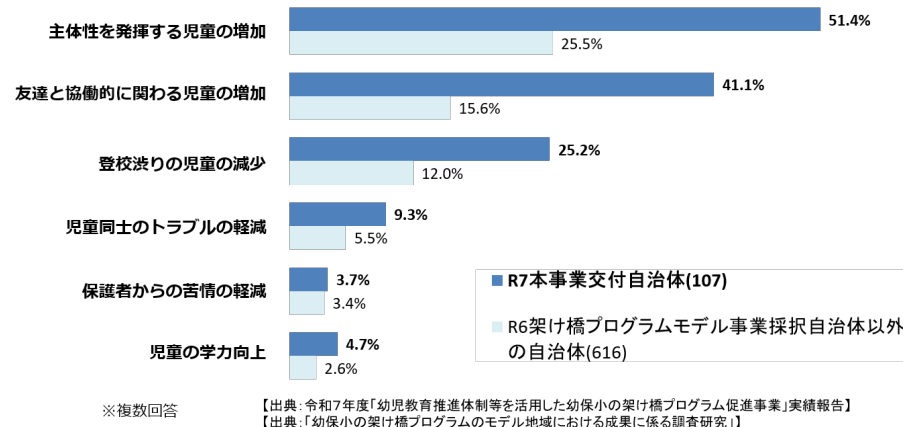
事業内容

自治体における幼児教育センター等を活用し、架け橋期のコーディネーター等の育成・配置を推進する。これにより、**5歳児から小学校1年生まで教育の連続性を踏まえたカリキュラムの策定・実施・改善**を継続的に行う体制を構築し、**全国規模で幼児教育と小学校教育の円滑な接続を更に促進する（幼保小の架け橋プログラム）**。

架け橋期のカリキュラムの実施 ◆ 架け橋期のコーディネーターの配置 ◆ 架け橋期のカリキュラム策定・実施・改善 ◆ 幼保小連携・接続等の研修・実践研究		人材育成 ◆ 架け橋期のコーディネーター等を育成するための研修の実施や研修教材の作成	
幼児教育の質の向上に向けた指導・助言 ◆ 幼児教育アドバイザーの配置 ◆ 障害のある幼児・外国人幼児の受け入れ等に課題を持つ園への支援		 教育委員会 (幼・小) 連携  福祉・保健等 担当部局	
対象経費	上記の事業内容を実施するために要する経費（報酬、給料、職員手当等、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、委託費）		
実施主体	都道府県 市区町村	補助率	◆ 架け橋期のカリキュラムの実施、人材育成：1/2 ◆ 幼児教育の質向上に向けた指導・助言 ※：1/3 ◆ 広域連携による本事業の実施：1/2

※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」及び本事業の実施実績が2年以下の自治体が対象

幼児教育と小学校教育の円滑な接続（幼保小の架け橋プログラム）に取り組んだ成果（令和7年度）



(担当：初等中等教育局幼児教育課)

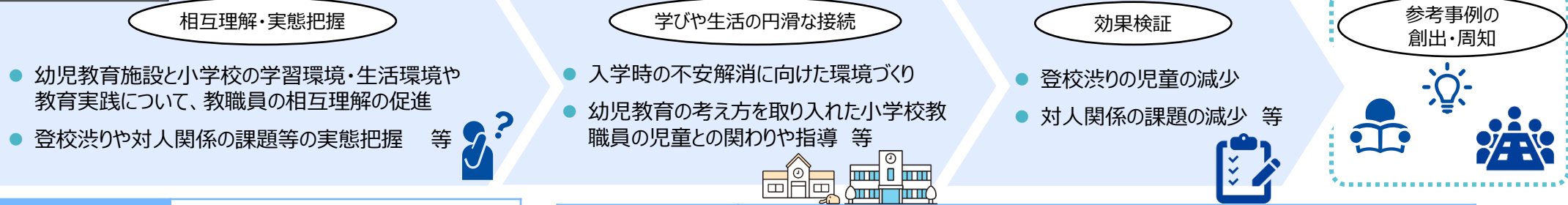
現状・課題

- 小学校低学年において、不登校児童の増加率が高く、また、いじめの認知件数が多いことを踏まえると、**不登校・いじめ対策の観点からも、幼保小接続期の教育の充実について検討を行い、対策に取り組むことが重要**である。
- 幼児教育施設と小学校での学びや生活の段差が大きいと、子供が不安や戸惑いを感じて主体的に自己発揮しにくくなってしまふことなども指摘されており、**学びや生活の円滑な接続に取り組んでいくことが必要**である。また、各自治体においては、それぞれの**地域の実情やニーズに応じた取組を促進**していく必要がある。

事業内容

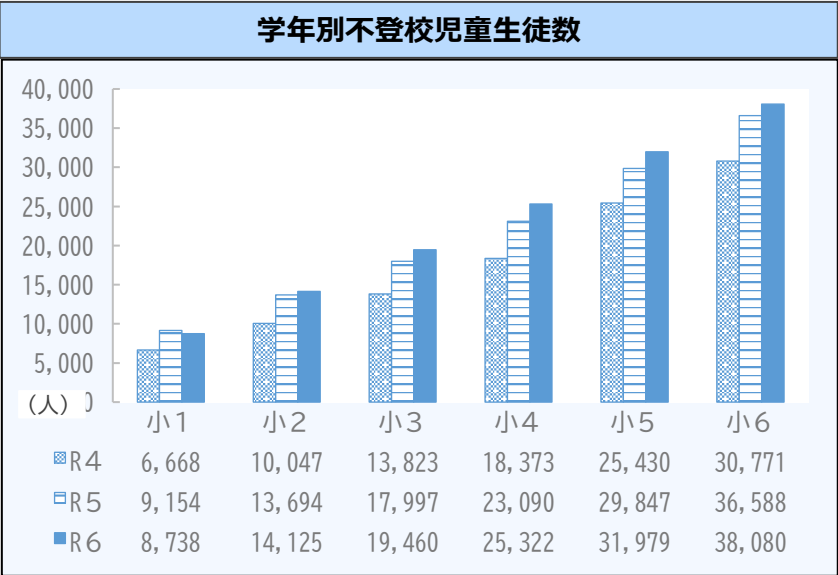
不登校・いじめ対策等に資するため、小学校低学年において、その後の不登校やいじめ問題等につながる可能性のある登校渋りや対人関係の課題の減少に向けて、**幼児教育施設と小学校間の学びや生活の円滑な接続に関する具体的な取組について実践研究**を行い、各地域における不登校・いじめ対策等の推進を図る。

取組イメージ



委託先	都道府県、市区町村
件数・単価	7箇所×約650万円

委託対象経費	調査研究に必要な経費 （人件費、会議費、委員旅費、謝金、委託費等）
--------	--------------------------------------



（出典）令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要

背景・課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育施設の有する機能を家庭や地域に提供することにより、未就園児も含め、幼児期にふさわしい学びを深めていくことが重要である。そして、幼児教育施設入園後には、幼児教育が直面している課題解決を図ることにより、幼児が園での活動を通して、学びを深めていくことが重要である。

事業内容

① 教育課題に関する調査研究

幼児教育施設における教育の質の向上のため、幼児教育施設が直面している様々な教育課題について調査研究を行う。
また、**幼稚園教諭や保育教諭等の幼児教育に関する専門性の向上**や子育ての支援を必要とする保護者への指導・助言、家庭教育といった**幼児教育を巡る様々な課題に対応する力を養う**方策について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼稚園教諭や保育教諭の資質・能力の向上に向けた公開保育の在り方
- ・ 幼児教育施設と小学校の合同研修や保育・授業の相互参観を通じた連携の在り方
- ・ 幼児理解に基づいた指導と評価に生かす記録の在り方 等

② 子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究

未就園児も含め、幼児教育施設の機能を家庭や地域に提供して幼児の学びを深めていくことや、遊びを通じた総合的な指導を行う幼児教育の重要性等について家庭や地域と認識を共有して意識を高めることなど、子育ての支援や家庭等との連携強化について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼児教育施設の機能を生かした子育ての支援の在り方
- ・ 幼児教育の重要性等について、共通理解を図るための普及・啓発の在り方 等

対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園	委託先	研究機関、大学、都道府県、市区町村、幼児教育関係団体 等		
件数・単価	① 3箇所×約400万円 ② 2箇所×約400万円	委託対象経費	調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)	事業開始年度	令和4年度～

幼稚園教諭等の人材確保のためのコンソーシアム・復職コーディネート体制構築事業

(前年度事業名：幼稚園教諭等の人材確保のための人材バンク創設・コンソーシアム構築事業)

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
1億円) 文部科学省



背景・課題

- **幼児教育の質の向上の根幹をなす幼稚園教諭等の人材については、人材不足が深刻な課題**となっている。その要因として、養成校への入学者の減少、養成課程を通じた学生の意欲の低下や免許取得者が就職しないなどの希望者の減少、幼稚園教諭の勤務環境等からくる**早期離職数の多さ、復職時の不安による再就職の少なさや、幼稚園等の人材紹介会社への紹介料の負担**などが指摘される。
- こうした課題を踏まえ、**中央教育審議会教員養成部会における幼児教育作業部会の議論のまとめ（令和8年4月）**においては、地域で関係者・関係機関による恒常的な組織として**コンソーシアムを構築し、魅力の発信から養成、採用、定着に至る一連の課題解決を行う体制**づくりや、**復職希望者が円滑に復職・定着できるような体制**整備を、**国が継続的に支援すべき**とされている。

有効求人倍率の推移（年平均）

	H29	R7
全職種	1.35	1.12
幼稚園教諭	1.66	2.79
保育士	2.47	3.07

事業内容

①コンソーシアム構築事業

- 自治体や大学等が主体となり、幼稚園団体や他の養成校など多様な関係者が参画した、**地域における保育人材の養成や採用など人材確保に向けた恒常的な体制（コンソーシアム）を構築、入職者の増加や離職者の減少などに向けた取組を継続的に行うことのできる体制づくり及び具体的な方策の実践と検証、全国展開に向けた事例創出**

②復職コーディネート体制構築事業

- 自治体等が主体となり、**復職に関するコーディネーターの配置等**を通じた、**復職希望者の幼児教育施設への仲介やあっせん、相談業務等を行う復職支援にかかる体制の整備及び具体的な方策の実践と検証、全国展開に向けた事例創出**

<想定される実践の例>

- ・関係機関が連携して作成する地域の実習ガイドラインの策定
- ・ボランティア・インターンシップを実施する体制の構築等、養成段階の学生の理解と意欲を向上しつつミスマッチの防止を図るなど、養成と採用が連動した取組
- ・その他、小・中・高校生など養成前段階から、教育委員会と養成校、園などが連携して継続的な魅力発信を行う取組
- ・既存の自治体等の体制下で、幼稚園等に精通したコーディネーターを配置し、個々のニーズに合った求人情報の提供や相談対応、復職時の幼児教育センターと連携した研修の提供



<見据える成果>

- ・就職者の増加、離職者の減少、復職者の増加等による幼稚園等における人材不足に対処
- ・就職者、復職者の定着率の向上
- ・求職者が望む働き方の実現
- ・紹介料等のコスト削減分による、教職員の処遇改善の向上



事業開始 令和8年度～

委託先 自治体、大学等

事業規模

- ① 5団体×600万円
- ② 5団体×500万円

(担当：初等中等教育局幼児教育課)

幼児教育に関する大規模縦断調査事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
1億円)



背景・課題

- 幼児教育の分野においては、長年にわたり、より良い教育を目指した実践等が積み重ねられてきたが、今後は調査・研究から得られた実証データの分析によるエビデンスにも基づきながら、政策形成に取り組むことが重要。また、諸外国では、幼児教育の効果を示した長期追跡調査の研究成果はあるが、各国の教育制度や文化等も異なることから、日本においても、大規模な追跡調査を実施することが必要。
- 本調査では、**子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし**、今後の施設類型を超えた幼児教育の取組や小学校教育への円滑な接続、家庭や地域との連携等にかかる政策形成に資するエビデンスを得るため、**令和6年度における5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証**を行う。

調査の概要

(1) 実施対象 令和6年度における5歳児を対象にした5年間の追跡調査（※令和9年度は小学校3年生）

※地域区分や人口規模等を踏まえて、全国8ブロックから大規模・中規模・小規模自治体合わせて75市町村から調査対象者を無作為抽出

(2) 調査方法・調査対象 以下の調査対象者にアンケート調査を実施

- ①調査開始（R6年度）時点で、**幼児教育施設（施設種、公立・私立、認可・無認可は問わない）に通う5歳児を子供にもつ保護者**
- ②上記①の5歳児が通う**施設の園長・担任保育者**（幼稚園教諭、保育教諭、保育士等）※本調査1年目（R6年度調査）のみ
- ③上記①の5歳児が就学した**小学校の校長・担任教師** ※本調査2年目（R7年度調査）～

(3) 調査内容

- ①保護者：子供の成長、資質・能力、家庭での養育環境 等
- ②園長・保育者：保育者の人数、園の取組、労働環境、保育者の実践 等 ※本調査1年目（R6年度調査）のみ
- ③小学校の校長・担任教師：幼保小接続の取組、学級風土 等 ※本調査2年目（R7年度調査）～

※なお、調査の実施に当たっては、委託先において、幼児教育や発達心理学、教育政策等の様々な分野からの研究者でネットワークを構築し、多様な視点から行う。

委託先・箇所数

単価

対象経費

- ・大学1箇所（継続のみ）
- ・約8,900万円
- ・調査実施に必要な経費

スケジュール（事業実施期間）

R5先行調査
の実施

R6本調査
(5歳児)
の実施

R7本調査
(小学校1年生)
の実施

R8本調査
(小学校2年生)
の実施

**R9本調査
(小学校3年生)
の実施**

R10本調査
(小学校4年生)
の実施

背景・課題

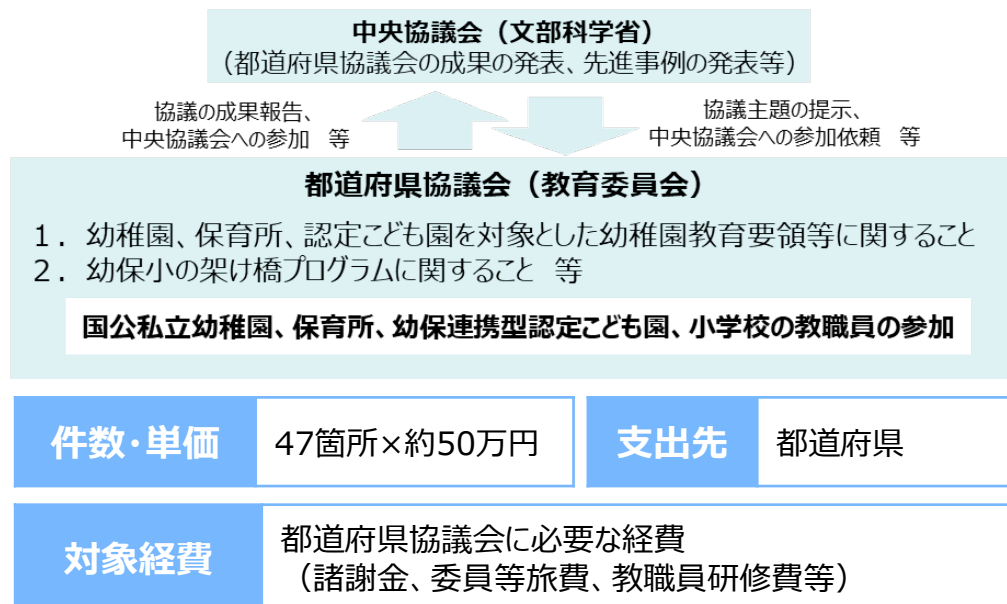
幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性が図られており、これらの正しい理解の下、**幼児教育施設が一体となって、幼児に対して適切な指導が行われるよう**、研究協議会の開催や指導資料等の作成を行い、**先進的な実践や幼保小の架け橋プログラム等の理解を深める**ことが求められている。

中央教育審議会における審議を踏まえて示される、次期幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の**趣旨の浸透及び着実な実施を図る**ため、指導資料等の作成・周知が必要である。

事業内容

幼児教育の理解・発展推進事業（事業開始年度：平成12年度～）

各都道府県において、設置者（国公私）や施設類型（幼稚園、保育所、認定こども園）を問わず、幼児教育担当者や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象として、**幼児教育に関する専門的な研究協議等を行う都道府県協議会を開催**する。また、その成果を**中央協議会において発表・共有**し、幼児教育の振興・充実を図る。



幼児教育実施のための指導資料の作成等

中央教育審議会における審議

【審議事項】

幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策について検討。

次期幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の確実な普及・啓発に向け、改訂の趣旨を周知する。

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方に関する指導資料等の作成・周知を行い、趣旨の浸透及び着実な実施を図る。

教育支援体制整備事業費交付金

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

31億円
8億円



文部科学省

令和7年度補正予算額

20億円

現状・課題

- 平成27年度に子ども・子育て支援新制度が始まってから10年が経過し、幼児教育・保育については、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移している。社会経済情勢の変化も踏まえ、設置者や施設類型に関わらず質の高い幼児教育が行われるよう、教育環境整備、研修支援等を行う必要。

事業内容

- 幼児教育の質の向上と子育て支援の更なる充実を図るため、**次期幼稚園教育要領等に基づく実践の充実**に必要な環境整備や預かり保育の充実を図るとともに、DXを推進することで教員等の業務負担を軽減し、子供と向き合う時間を確保するためのICT環境整備等を実施する。

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 幼児の学びに必要な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備の充実



2 幼児教育の質の向上のための研修支援

- 設置者や施設類型に関わらず、質の高い幼児教育を実践するため、幼稚園、認定こども園、保育所において実施する合同研修等の経費の支援
- **次期幼稚園教育要領等に基づく実践の充実に向けた研修の実施経費の支援(新規)**

3 園務平準化のための業務体制への支援

- 安全・安心のための園務平準化に必要な経費を支援
- 認定こども園等へ移行するための準備経費を支援



4 ICT環境の整備を支援

- 「教育に係る計画・記録」「園児の登園及び降園の管理」「保護者等との連絡」「キャッシュレス決済」「**教員等の労務管理**」に関する機能(新規)のシステム導入等を支援

●教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)

Ⅲ. 今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方
(2)教育投資の在り方

② 各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
人生100年時代やSociety 5.0の実現など、今後の社会を展望しつつ教育を通じた人づくりを推進するためには、**幼児教育**、義務教育、後期中等教育までの初等中等教育及び高等教育の各段階並びに生涯学習・社会教育において、**質の高い学びを行うことができる環境を整備**することが必要である。

●こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)

幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、**量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこと**

●こどもまんなか実行計画(令和8年6月)

⑤「はじめの100か月」の育ちの環境整備と幼児期の教育・保育の推進
幼稚園・保育所・認定こども園が行う幼児教育の質的向上を図るとともに・・・
地域に開かれた保育の推進、**自然体験活動等の充実、職場環境の改善**や幼児教育センター等による地域における支援体制の強化を推進する。

●経済財政運営と改革の基本方針2026(令和8年7月21日閣議決定)

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(2)公教育の再生、研究活動の活性化

幼児教育・保育の質向上を図る。・・・

学校の教育環境向上と老朽化対策を地方公共団体等が一体的・計画的に進められるよう着実に支援し、創造的な学習環境を整える。

補助割合 国1/2等

対象校種

事業開始 平成27年度～

- ① 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園
- ② 幼稚園、認定こども園、保育所
- ③ 幼稚園
- ④ 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園

実施主体 都道府県

私立幼稚園施設整備費補助金

令和9年度要求・要望額	25億円
うち「強く豊かな日本」投資枠	8億円
(前年度予算額)	4億円
令和7年度補正予算額	20億円



文部科学省

現状・課題

- 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対応として、学校施設の安全確保等のために耐災害性強化を行うことや、猛暑による健康被害を防ぐことが喫緊の課題。また、建築資材価格や人件費の高騰等による建築コスト上昇への対応も課題。

事業内容

- 国土強靱化の取組を推進する耐震対策等を引き続き進めるとともに、**次期幼稚園教育要領等に基づく直接的・具体的な体験の充実に向けた屋外教育環境整備**や、猛暑の中でも幼児が安全・安心な環境で活動するために必要な**熱中症対策に係る施設整備**を実施。

1	耐震補強	耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化
2	防犯対策	防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策
3	新增改築	新築、増築、耐震改築、その他の危険建物の改築
4	アスベスト等対策	吹き付けアスベストの除去等のアスベスト対策
5	屋外教育環境整備	幼稚園教育要領の改訂を踏まえた屋外教育環境整備の充実
6	エコ改修	太陽光発電の設置、省エネ型設備等省エネルギーの推進に向けたエコ改修
7	内部改修	衛生環境改善、園舎の一部改修
8	バリアフリー化	スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備
9	熱中症対策	ミストシャワー、サンシェード、遮熱塗料の工事等熱中症対策に係る整備

●第1次国土強靱化実施中期計画 (令和7年6月6日閣議決定)

学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化(私立学校)

<目標>

①避難所等にもなる私立学校施設の構造体の耐震対策完了率【R4】93.8%→【R10】100% 等

●経済財政運営と改革の基本方針2026 (令和8年7月21日閣議決定)

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

3. 国民の安全・安心の確保

(1)防災・減災・国土強靱化の推進

「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」及び「国土強靱化年次計画2026」74に基づく施策を推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(2)公教育の再生、研究活動の活性化

幼児教育・保育の質向上を図る。...

学校の教育環境向上と老朽化対策を地方公共団体等が一体的・計画的に進められるよう着実に支援し、創造的な学習環境を整える。



事業開始	昭和42年度～	補助割合	国1/3、事業者2/3	※ただし、事業内容①のうち地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強②のうち特別防犯対策(～R10までの時限)は、国1/2、事業者1/2
実施主体	事業者(学校設置者)	対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等	(担当：初等中等教育局幼児教育課)

7. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校、いじめ対策等の推進

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

122億円
100億円)



背景・課題

令和6年度調査結果において、不登校児童生徒数については増加率の低下等、一部傾向の変化が見られるものの、不登校児童生徒数、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数がそれぞれ過去最多となるとともに、自殺対策基本法に学校の責務が明記されるなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

「経済財政運営と改革の基本方針2026」(令和8年7月閣議決定)、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月)等に基づき、こども家庭庁等の関係機関と連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省

〈令和9年度概算要求の概要〉

※主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

11,966百万円(9,971百万円)【補助事業】

不登校児童生徒の学びの場の確保の推進【拡充】



● 校内教育支援センター支援員の配置

校内教育支援センターを拠点に、学習支援・相談支援を行う支援員を配置するための経費を補助(4,000校→7,000校)

● アウトリーチ支援等による教育支援センターの機能強化

不登校支援の一環として、不登校児童生徒等へのアウトリーチ支援の実施に係る経費を補助(130人→300人)

● 学びの多様化学校の設置促進

設置準備(20自治体→24自治体)、設置後運営(27自治体→29自治体)

● 不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制の強化

相談支援や学習会の実施、広報提供体制の整備など、不登校児童生徒の保護者等への支援体制を強化するために必要な経費を補助(R7補正:200自治体→300自治体)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【拡充】



● SC・SSWの基礎となる配置に加えて、課題に応じた重点配置

● 不登校支援の核となる教育支援センターへの配置充実

● スーパーバイザーの指導助言によるSC・SSWの支援の質の向上等

※ 平時からSC・SSWをケース会議等に参加させる体制を整えている学校への配置促進等を通して、SC・SSWの校内の生徒指導体制への位置づけを促進

SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究

188百万円(34百万円)【委託事業】

いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある 学校づくりに関する調査研究

● いじめ・暴力行為・自殺予防の総合的な対策の推進

- ・いじめ・暴力行為の予防に向けた学習者用教育コンテンツや、教師の対応力向上のための実践的な対応ガイド等を開発。
- ・ネットいじめなど学校や教育委員会のみでの対応が困難な事案の早期発見・早期対応等に係る取組を支援し、対応力を強化。
- ・学校における自殺リスクの把握及び関係機関等との適切な連携に関し、先導的に取り組む自治体を支援し、全国における効果的な対応を促進。

● 不登校対策等の効果的な活用の促進に向けた調査研究

不登校対策等の実施状況を調査・分析し、効果・課題を整理の上、更なる不登校対策等の充実につなげるとともに、優れた事例を収集・展開する。

● 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援 と学びの充実に関する実証研究



こども 家庭庁

※主に首長部局を通じた対応

- 首長部局におけるこどもの悩み相談モデル事業
- いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- 学校につながりが持てないこどもを含む、地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援
- こどもの多様な居場所づくり

など

文部科学省・ こども家庭庁が連 携して対応

※非予算の取組

- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部
- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有
- 児童生徒の自殺事案の背景調査結果の共有

など

(担当: 初等中等教育局児童生徒課)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

95億円
88億円)



- ◆ 「チーム学校」の考えの下、教師とSC・SSWの連携・協働による学校における支援体制の充実
- ◆ 教育委員会によるSNS等を活用した相談体制等の充実や、課題に応じた地域の関係機関等との連携促進
- ◆ 不登校支援の核となる教育支援センターへの配置の充実及び、スーパーバイザーの指導・助言によるSC・SSWの支援の質の向上

スクールカウンセラー等活用事業

令和9年度要求・要望額 6,714 百万円
(前年度予算額 6,350百万円)
事業開始年度：H7～(委託)、H13～(補助)

- ・ 児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・ 公認心理師、臨床心理士 等

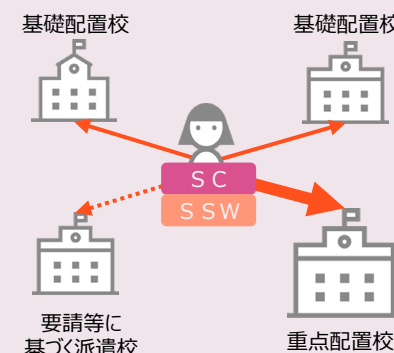
- 基礎配置 全公立小中学校 (4時間/週)
- **重点配置 13,300 校** (+ 4 時間/週)
 - いじめ・不登校対策 : **9,000 校** (←7,000校)
 - 虐待対策 : 2,000校
 - 貧困対策 : 2,300校
- ※ 平時からSCをケース会議等に参加させる体制を整えている学校等への配置を促進
- **教育支援センター 35日・175 日/年** (← 105 日/年)
- **スーパーバイザー 134 人** (← 101 人) 等

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和9年度要求・要望額 2,784 百万円
(前年度予算額 2,468百万円)
事業開始年度：H20～(委託)、H21～(補助)

- ・ 児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士 等

- 基礎配置 全中学校区 (3時間/週)
- **重点配置 12,500 校** (+ 3 時間/週)
 - いじめ・不登校対策 : **6,500 校** (←5,000校)
 - 虐待対策 : 2,500校
 - 貧困対策 : 2,500校
 - ヤングケアラー支援 : 1,000校
- ※ 平時からSSWをケース会議等に参加させる体制を整えている学校等への配置を促進
- **教育支援センター 210 日/年** (← 63 日/年)
- **スーパーバイザー 134 人** (← 101 人) 等



SC・SSWの勤務時間の中で、
児童生徒の抱える課題等の
状況に応じて柔軟に対応

<事業内容>

- 学校や教育支援センター等において、不登校やいじめ、暴力行為等、児童生徒やその保護者等が抱える様々な課題の解決・改善に向けた支援を行う。
 - ・ **スクールカウンセラー (SC)** は、児童生徒へのカウンセリングや情報収集・見立て (アセスメント)、教師・保護者への助言・援助 (コンサルテーション) のみならず、例えば、自殺予防教育において、児童生徒の「相談する力」や「心の危機に気付く力」を育成するなど、課題の未然防止に資する取組を行う。
 - ・ **スクールソーシャルワーカー (SSW)** は、児童生徒や保護者のニーズを把握し、状況に応じた目標や支援計画を立てるとともに、例えば、虐待や貧困、ヤングケアラー、交通事故を含む犯罪被害者支援など様々な関係機関が実施する施策の情報を集約し、関係機関との連携・調整等を行う。
- **スーパーバイザー** は、心理や福祉に関する高度な専門性や経験を有する者として、SC・SSW等への指導・助言等を行うとともに、災害時等における心理・福祉に関する支援の中核を担う。
- **SNS等を活用した相談**や「**24時間子供SOSダイヤル**」の相談員を配置することにより、児童生徒の対面では相談しづらい様々な悩みを総合的に受け止めるとともに、緊急時における教育委員会と関係機関とが連携した迅速かつ適切な対応を図る。

いじめや不登校、虐待、貧困、ヤングケアラー支援など児童生徒を取り巻く様々な課題への教育相談体制の充実

<SC・SSWの配置に関する工夫>

- ・ 自治体の配置の工夫により学びの多様化学校、夜間中学への重点的な配置
- ・ 離島・山間部など地域の実情に応じたオンラインを活用したカウンセリング等の実施

<SC・SSWの実効性を高めるための取組>

- ・ 平時からSC・SSWをケース会議等に参加させる体制を整えている学校への配置促進等を通して、**SC・SSWの校内の生徒指導体制への位置づけを促進**
- ・ SC・SSWとの連携の核となる教育相談コーディネーター等の配置促進や、**心理・福祉分野に強みを有する教師の育成のための研修プログラムの受講促進**
- ・ 安定的な任用のもと、教育分野に専門性の高い人材を確保するため、**フルタイム任用の促進**

実施主体 SC : 都道府県・指定都市
SSW : 都道府県・指定都市・中核市

配置先 小・中・高等学校
教育支援センター 等

費用負担 国 : 1 / 3
都道府県等 : 2 / 3

対象費用 報酬、期末手当、交通費 等

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

現状・課題

- 小・中学校における不登校児童生徒数は、1 2 年連続で増加しており、約 3 5 万 4 千人と過去最多の状況
- 「経済財政運営と改革の基本方針2026」にて、「校内外教育支援センターの設置促進」を明記
- 「第 4 期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」を明記
- 不登校傾向の児童生徒や、不登校からの段階的な復帰の途上にある児童生徒の学びの場として、校内教育支援センターが大きな役割を果たす

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと

公立小中学校の校内教育支援センター設置状況（R7.6現在）

設置校数：15,874校（設置率：58.7%）
※小学校：8,841校、中学校：7,033校

自分の学級に入りづらい児童生徒のための、学校内の居場所を確保することにより、不登校を未然に防止するとともに、学びに向かいつつある不登校児童生徒の在籍学校での学びを支援することが必要

事業内容

- 公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に、在籍学校での学びに向かいつつある不登校児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員（校内教育支援センター支援員）を配置し、校内教育支援センターの設置を促進

対象校数	R8：4,000校 ⇒ R9：7,000校（R8からの継続3,000校を含む）		
実施主体	学校設置者（主に市区町村）	資格要件	自治体の定めによるが、基本的には特別な資格等はなし
負担割合	国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3	対象経費	報酬、期末手当・勤勉手当、交通費・旅費、補助金、委託費等 ※新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費や、校内教育支援センター支援員の研修の実施に係る経費も含む

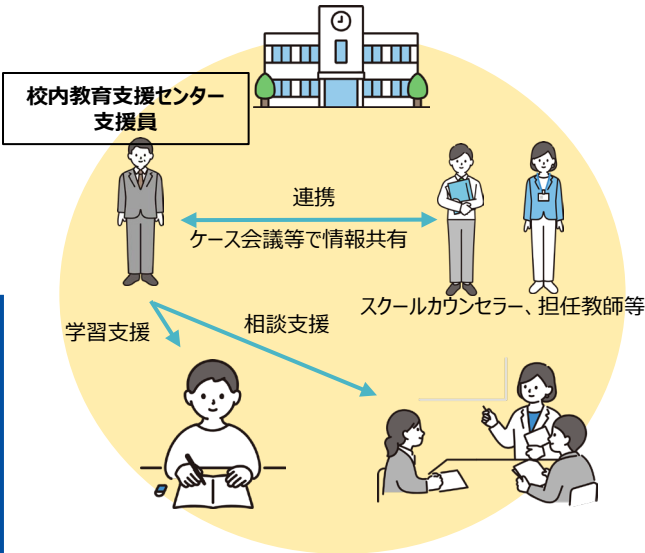
本事業による効果

- 校内教育支援センターでの成果（R7年度末時点）
 - ・ 利用児童生徒中、71%の児童生徒が、不登校・不登校傾向の状況改善
 - ・ 利用児童生徒中、18%の児童生徒にとって、欠席日数の増加の防止

	実人数	割合
通常学級への復帰	5,678	22%
不登校や不登校傾向の状況が改善	11,963	49%
学校内の居場所として機能し、欠席日数の増加を防止	4,691	18%
上記のような効果が見られなかった	3,306	13%



※「校内教育支援センターの設置促進事業」を活用して、校内教育支援センターを設置した自治体を対象に、校内教育支援センターを利用した児童生徒（通常学級や教育支援センターを併用して利用した児童生徒を含む）について、利用を通じて生じた変化を調査



在籍学校での学びに向かいつつある不登校児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることが可能に

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

教育支援センターの機能強化

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

4億円
1億円)



現状・課題

- 小・中学校における不登校児童生徒数は、12年連続で増加しており、約35万4千人と過去最多の状況
- 小・中学校における不登校児童生徒のうち、約4割が、学校内外の機関等で専門的な相談・支援を受けられていない
- 「経済財政運営と改革の基本方針2026」にて、「校内外教育支援センターの設置促進等」を明記
- 「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「教育支援センターの機能強化」を明記

教育支援センター

- ・各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所
- ・市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料

⇒家から出ることができない児童生徒に対して、アウトリーチ支援を実施し、学びにアクセスできるようにするとともに、不登校の保護者が孤立せず、必要な支援や学びの場の情報につながるよう相談体制を充実させることが必要

事業内容

- 教育支援センターの機能を強化するため、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対するアウトリーチ支援体制や、不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制を強化するために必要な経費を補助

①アウトリーチ支援体制の強化 167百万円(72百万円)

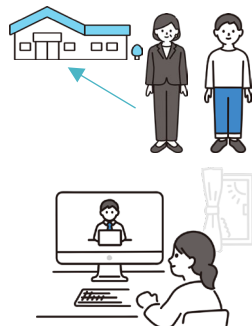
- 家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒を学びにアクセスできるようにするため、教育支援センターが主体となり、家庭訪問等のアウトリーチ支援を実施するための支援員の配置に必要な経費を補助

※家庭訪問等の継続によって、学ぶ意欲が回復しつつある児童生徒が学校や教育支援センターへの通所するに当たり、必要に応じて、同伴支援を行うことも可能

【活用方法(例)】

- ◆ 学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒やその保護者に対し、家庭訪問等のアウトリーチ支援を実施するとともに、当該児童生徒を「学び」へ緩やかに接続させるため、アウトリーチ支援終了後においても関係機関とのケース会議等への参加等を行うための人材として、教育支援センターにアウトリーチ支援員を配置

- ◆ 教育支援センターにおいて、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施するための支援員を配置



実施主体	都道府県、指定都市、市区町村
補助割合	国1/3 都道府県、指定都市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、謝金、交通費・旅費、委託費等
対象数	130人→300人

②不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化 207百万円(R7補正：166百万円)

- 不登校児童生徒の保護者等が、一人で悩みを抱え込まないようにするとともに、学校内外の学びの場をはじめとした不登校支援に係る情報につながるようするため、不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化に必要な経費を補助

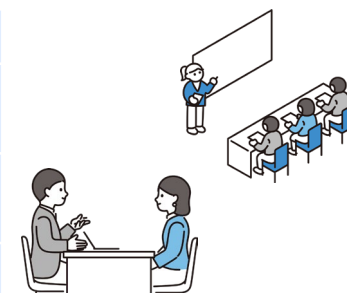
- 不登校児童生徒の保護者等を対象とした相談支援の実施
- 不登校児童生徒の保護者等を対象とした学習会の実施
- 不登校支援に係る広報提供体制の整備・充実等

※ 都道府県、市区町村が本事業を実施するに当たり、不登校を経験した児童生徒の保護者や保護者の会と連携した支援を実施することも可能

※ 不登校児童生徒の保護者を対象とした教育支援センターを始めとする域内にある多様な学びの場を周知・啓発するための協議会等を実施することも可能

【活用方法(例)】

- ◆ 教育支援センターが、不登校を経験した児童生徒の保護者を講師として、不登校児童生徒の保護者等向けの学習会を実施



実施主体	都道府県、指定都市、市区町村
補助割合	国1/3 都道府県、指定都市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、謝金、交通費・旅費、委託費等
対象数	200箇所→300箇所

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

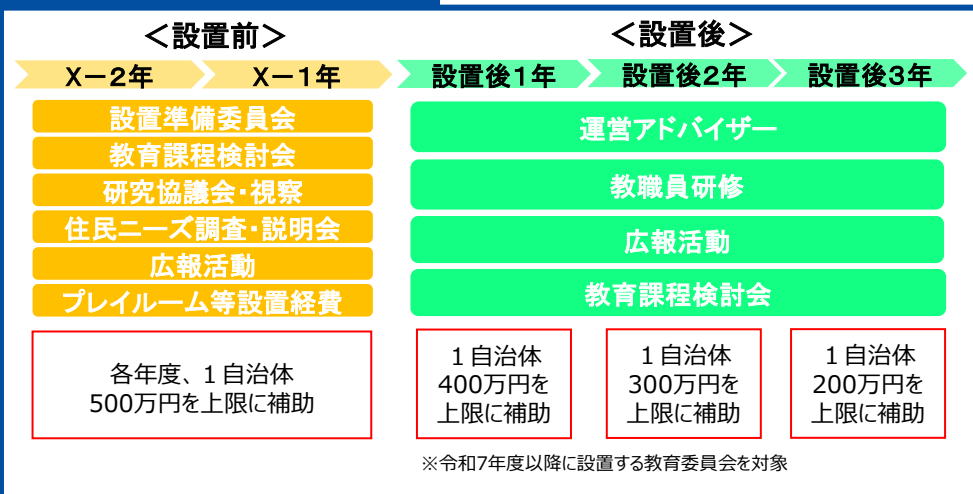
背景・課題

- 不登校児童生徒数は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（学びの多様化学校）の整備等が求められている。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）及び「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）に基づき、令和9年度までに全ての都道府県・指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含めて全国300校の設置を目指す。

事業内容

学びの多様化学校の設置を検討する自治体に対して、設置前の準備支援を行うほか、令和7年度以降に学びの多様化学校を設置した自治体に対して、設置後の運営支援を行う。

支援イメージ



学びの多様化学校

学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数を柔軟化することなどができる学校（小・中・高等学校）



【設置前の準備支援】

設置検討や準備に係る協議会等の設置、プレイルーム設置に係る備品等、地域住民等への広報やニーズ調査等の経費を措置。

【設置後の運営支援】

設置当初における運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー、教職員研修、広報活動等の経費を措置。

実施主体

都道府県、指定都市、市区町村

補助割合

国：1/3、都道府県等：2/3

【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 中学校35人学級の実施や不登校対応等のための生徒指導担当教師の配置充実に係る定数改善計画に基づく教職員定数の改善（義務教育費国庫負担金）
- ▶ 補習等のための指導員等派遣事業
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（私立）私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実（学校保健・食育推進体制支援事業）
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

いじめ・暴力行為・自殺予防総合対策推進事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

2億円
0.1億円)



現状・課題

- 令和6年度のいじめの重大事態の発生件数は1,404件、暴力行為の発生件数は128,859件と、いずれも過去最多。いじめの被害経験が加害行動のリスク要因となることや暴力行為を複数回繰り返す児童生徒が増えていることなどを踏まえると、いじめ・暴力行為の発生や再発を防ぐことが喫緊の課題であることから、教育コンテンツ・教師向けの対応ガイド等を作成し、全国での教育・指導の充実を図る必要がある。また、ネットいじめ等、教職員から見えにくい事案については、認知した時点ですでに重大事態に陥っているケースも多いため、保護者や関係機関等とも連携の上、事案の早期発見・早期対応に係る取組の強化を推進する必要がある。
- 令和7年の小中高生の自殺者数は538人と過去最多。これまで、児童生徒の自殺対策として、自殺予防教育の推進や1人1台端末等を活用した心の健康観察の導入等による自殺リスクの早期発見に係る施策を進めてきたところ、学校における自殺リスクの把握と併せて、リスクのある児童生徒を医療等の適切な関係機関の支援につなげることが重要であり、「児童生徒の自殺予防に向けた早期対応に係るガイドライン（仮称）」（令和8年度中に作成予定）に基づく対応を全国的に普及させる必要がある。

事業内容

① いじめ・暴力行為の予防に向けた教育・研修プログラム開発事業

いじめ・暴力行為の未然防止に資するよう、児童生徒の社会的スキル・コミュニケーション能力・言語化能力の育成や、ストレスマネジメント・怒りのコントロール方法に関する教育、規範意識の醸成等を行うための、学習者用教育コンテンツを開発する。また、発達支持的生徒指導の視点を踏まえ、教師が日々の授業や生徒指導等の改善・充実を図れるような研修教材等を作成する。

件数	1 機関	実施主体	大学等
----	------	------	-----

② いじめ・暴力行為への教師の対応力向上支援事業

いじめ・暴力行為のリスクが高い児童生徒や暴力行為を複数回繰り返す児童生徒に対する、背景要因等のアセスメントに基づいた、適切な関わり方や指導方法、保護者・関係機関との連携に係るポイント等について具体的にまとめた、教師向けの実践的な対応ガイドを作成し、いじめ・暴力行為への対応力向上を図る。

件数	1 機関	実施主体	大学等
----	------	------	-----

③ ネットいじめ等への対応力強化促進事業

ネットいじめなど、教職員が発見しづらく、学校や教育委員会のみでの対応が困難な事案について、学校や教育委員会が、外部機関（警察、福祉部局、民間団体等）や専門家（弁護士、心理士、保護司、大学教授等）と連携した上で行う、事案の早期発見・早期対応、児童生徒への継続的な支援、保護者への啓発、教職員への研修等の取組を支援し、全国的に有効な対応がなされるよう横展開を図る。

件数	8自治体	実施主体	都道府県・市区町村教育委員会等
----	------	------	-----------------

④ 自殺予防に向けた早期対応モデル構築事業

令和8年度中に作成予定の「児童生徒の自殺予防に向けた早期対応に係るガイドライン（仮称）」に基づき、学校における、1人1台端末等を活用した自殺リスクの把握及びその後の対応における関係機関等との適切な連携に、先導的に取り組む自治体を支援し、全国における自殺予防の効果的な対応を促進する。

件数	8自治体	実施主体	都道府県・市区町村教育委員会等
----	------	------	-----------------

事業スキーム



背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和6年度は約35.4万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

(参考：夜間中学の設置状況) 夜間中学は全国で増えてきている。

令和2年度 33校 → 令和4年度 40校 → 令和6年度 53校
令和8年4月時点 69校

目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2026」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 100百万円

◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

補助割合

新設準備2年間：1／3 ※上限400万円 ※複数校設置する自治体には、学校数ベースで補助
開設後3年間：1／3 ※上限250万円

補助対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 12百万円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ✓ 不登校学齢生徒向け支援のモデル創出 など

委託先

・夜間中学を有する
都道府県、政令指定都市、市町村 ※複数校設置する自治体には、学校数ベースで補助

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

【関連施策】

- ▶ 学びの多様化学校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教職員の加配措置

- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実

- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業

（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

8. 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築

高等学校等就学支援金等

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

5,817億円
5,824億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 5,794億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 24億円



文部科学省

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

- 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図り、もって、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

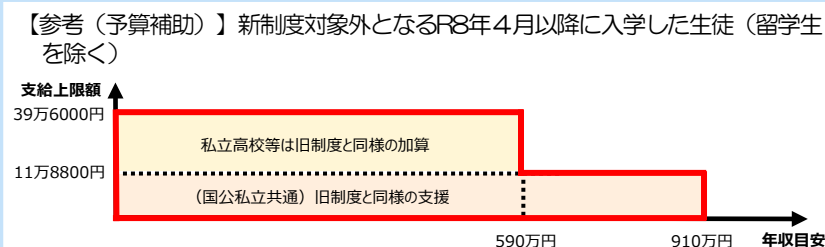
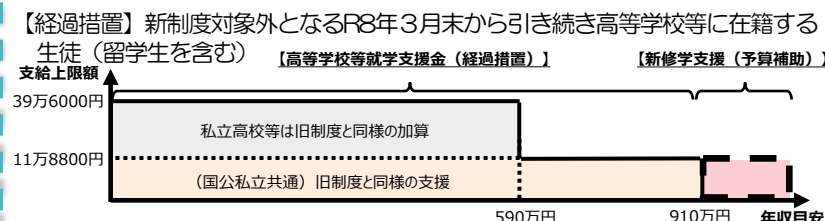
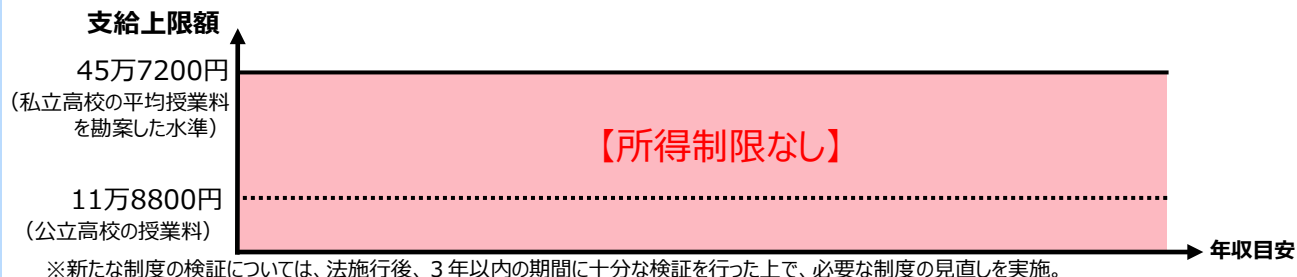
事業内容（事業実施期間：平成22年度～、【新制度】令和8年度～）

- ◆ 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる三党合意（令和7年10月29日、令和7年12月18日）に基づき、我が国社会を担う人材育成のため、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度の拡充を図り、年収に関わらず、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10/10国負担から1/4の都道府県負担を導入。（設置者が代理受領）

【新制度】 所得制限：なし
支給上限額：11万8800円（公立）、45万7200円（私立）

※ 国立高校等についても、実質無償。

※ 私立高校等の通信制課程に通う生徒の支給上限額は33万7200円。



新制度 対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

新制度 対象者

上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

実施 主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担 割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

（担当：初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室）



事業趣旨

- 「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）」において、これまで高等学校等就学支援金制度で対象としていた外国籍生徒及び外国人学校の扱いについて、「現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学等」の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。」とされた。
- その上で、「在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援する」とこととされたことを踏まえ、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して補助する。

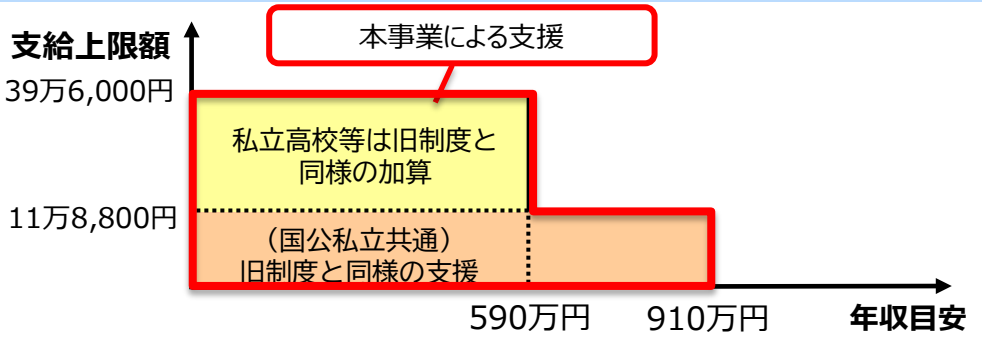
事業内容

- 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒に対して、旧制度と同等の水準で、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して所要額の3/4を補助する。（高等学校等修学支援事業費補助金）

①R8年4月以降に入学した生徒

(就学支援金・新制度対象外の外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生除く

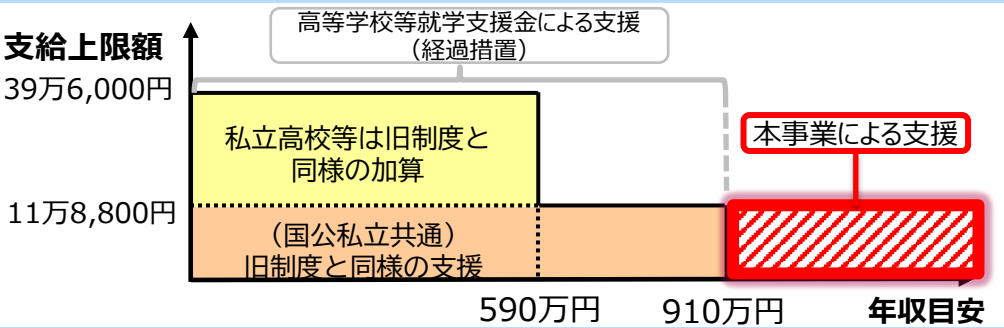
- ◆令和8年4月以降に入学する生徒のうち、就学支援金の旧制度であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満世帯の生徒（留学生除く）を対象に、上限39.6万円／年の授業料に係る支援金を支給する場合



②R8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒

(就学支援金対象外で経過措置が適用される外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生含む

- ◆令和8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒（留学生含む）であって、旧制度であれば就学支援金の所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の生徒等を対象に、上限11.88万円／年の授業料に係る支援金を支給する場合



対象校種

旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

対象者

就学支援金・新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒

補助対象経費

都道府県が行う本事業に要する経費（事務費含む）
※国立高校等は国が事業を実施

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和9年度要求・要望額 322億円＋事項要求
(前年度予算額 322億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

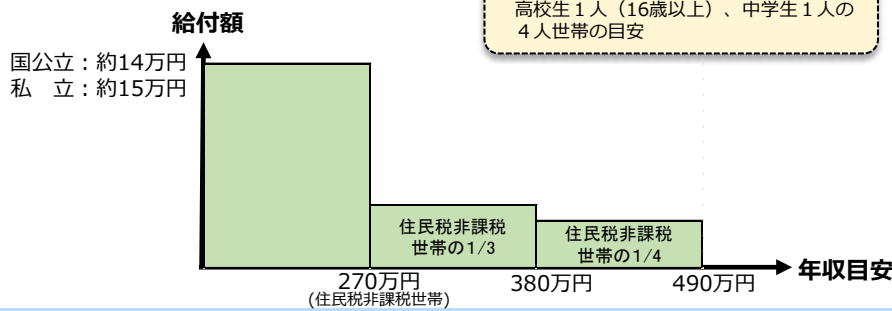
○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

- ◆ 高校生等への修学支援の拡充に関する三党の議論や、第221回国会での就学支援金法及び学校教育法改正の附帯決議等を踏まえ、高校生等の授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金を拡充する。
- ◆ 新たに以下の支援について検討する。
 - ・ **学習者用端末の購入費相当額の支援等**。＜事項要求＞
 - ・ 新入生については、**4月の状況（前年度課税額）で年額を給付する仕組みに改善**し、給付時期を抜本的に早期化。
 - ※ 4月の状況で対象外でも、7月の状況（当年度課税額）で対象となる場合は年額を給付（在校生は7月の状況のみ）。
 - ※ 奨学給付金給付までの間の低所得世帯等の入学準備費用の負担を軽減するため、無利子の生活福祉資金貸付（教育支援資金）・母子父子寡婦福祉資金貸付（就学支度資金等）について、厚生労働省・こども家庭庁と連携して更なる周知を図る。
 - ・ 令和8年度の対象世帯拡充により増加した都道府県事務費を支援。

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費 など

【参考】 <令和8年度 支援スキーム>



<令和8年度 給付額>

	年収270万円未満				年収270～380万円 (非課税世帯の1/3)		年収380～490万円 (非課税世帯の1/4)	
	生活保護世帯		住民税非課税世帯					
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
全日制等	32,300	52,600	143,700	152,000	47,900	50,670	35,930	38,000
通信制			50,500	52,100	16,830	17,370	12,630	13,030

対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、海上技術学校
※ 令和8年度改正前の旧制度であれば対象となる高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯のみ支援対象（給付額はR7と同額）

対象者 日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者。
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
※ 令和8年度改正前の旧制度であれば対象となる外国人又は外国人学校の生徒（R8.4以降に入学した留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯のみ支援対象（給付額はR7と同額）

補助対象経費 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費（事務費を含む）

実施主体 都道府県

補助割合 国 1/2 都道府県 1/2
※ 事務費は定額補助

(担当: 初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室)

学校をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困の解消に向けた対策の推進等

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

30億円
30億円)



文部科学省

現状・課題

〔参考：復興特別会計 2億円〕

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）や「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、目的や基本理念の充実等が盛り込まれたことを踏まえ、教育の機会均等を保障するため、教育費負担のさらなる軽減を実施する。

事業内容

（1）教育相談の充実

- **スクールソーシャルワーカーの配置充実** **28億円（25億円）**
 - ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000中学校区）
 - ・貧困対策を含む、課題を抱える学校への重点配置（12,500校）等

補助率	1 / 3	交付先	都道府県、政令指定都市、中核市
-----	-------	-----	-----------------

（2）要保護児童生徒援助費補助

- **要保護児童生徒援助費補助金** **5億円（5億円）**

要保護児童生徒の保護者に対して市町村が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助への国庫補助を実施。「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価の引き上げにより、国庫補助の拡充を図り就学援助の着実な取組を支援する。

補助率	1 / 2	交付先	都道府県・市町村
-----	-------	-----	----------

- **地方公共団体の標準準拠システム移行支援事業（就学）** **0.3億円（0.2億円）**

地方公共団体の就学事務（就学援助・学齢簿編製）について、令和7年度までに標準準拠システムへの移行が困難なシステムについても、遅くとも令和10年度までに移行を完了できるよう、自治体からの技術的な相談などへの対応等を行う。

件数	1箇所	委託先	民間企業等
----	-----	-----	-------

関連する事業

- **被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）** **1億円（1億円）**

大規模災害により被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

※令和7年度まで被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）の就学援助事業の対象であった福島県を除く地震・津波被災地域（岩手県、宮城県）については、令和8年度から本事業の就学援助事業において支援を行う。

＜関連施策＞

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消等）
- ・高等学校等就学支援金等
- ・高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
- ・特別支援教育就学奨励費負担金等

参考（復興特別会計）

- **被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）** **2億円（2億円）**

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

義務教育段階の就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）

令和9年度要求・要望額
（前年度予算額）

5億円
5億円）文部科学省



現状・課題

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、また、就学援助法等において、国は市町村に対して必要な援助を行うこととされている。経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

事業内容

事業実施期間 昭和34年度～

【要保護者への就学援助】（令和6年度：約8万人）

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」、「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費

◆令和9年度要求額

単価の引き上げ

・「学用品費」

小学校： 11,630円 → 26,860円（+15,230円）
中学校： 22,730円 → 34,350円（+11,620円）

・「修学旅行費」

小学校： 22,690円 → 29,110円（+6,420円）
中学校： 60,910円 → 67,850円（+6,940円）



・「新入学児童生徒学用品費等」

小学校： 64,300円 → 91,600円（+27,300円）
中学校： 81,000円 → 101,000円（+20,000円）

【参考：準要保護者への就学援助】（令和6年度：約109万人）

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体の改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）

実施主体 市町村等

補助割合 国 1/2、市町村等 1/2

対象者 生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費 市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業

（担当：初等中等教育局財務課）

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和9年度要求・要望額
（前年度予算額）

1億円
1億円



現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。

都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。

本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

※令和7年度まで被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）の就学援助事業の対象であった福島県を除く地震・津波被災地域（岩手県、宮城県）については、令和8年度から本事業の就学援助事業において支援。

事業実施期間

平成28年度～

① 就学援助事業【小・中学校】

（対象者） 被災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業

（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



② 奨学金事業【高等学校】

（対象者） 被災により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業

③ 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

（対象者） 被災により就学等が困難となった児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

④ 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

（対象者） 被災により就学困難となった幼児児童生徒
（被災により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



⑤ 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

（対象者） 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和9年度要求・要望額 2億円
(前年度予算額 2億円)
【東日本大震災復興特別会計】



現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが引き続き重要な課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）の子どもに対する支援等に関する記載

- （1）原子力災害被災地域・・・（前略）就学支援について、支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する。
- （2）地震・津波被災地域・・・（前略）復興施策以外の政府全体の施策への移行やその活用により対応するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で（中略）復興施策による対応も行う。なお、福島県については、原子力災害による影響を踏まえ、別途、対応する。

事業実施期間 平成23年度～

① 就学援助事業【小・中学校】

- （対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業 ※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



② 奨学金事業【高等学校】

- （対象者） 原子力災害により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業
（返還免除） 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

④ 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

- （対象者） 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
（原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等

③ 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

- （対象者） 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

⑤ 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

- （対象者） 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

※福島県において被災した者が対象。

※①の事業に関して、福島県を除く地震・津波被災地域については、令和8年度から被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）により支援。

（担当：初等中等教育局財務課）

へき地児童生徒援助費等補助金

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

28億円
22億円)



1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費

10億円(8億円)

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

14億円(10億円)

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助(補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業

2億円(2億円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

2億円(2億円)

寄宿舍居住費、高度へき地修学旅行費(3～5級地)、学校間移動費、保健管理費

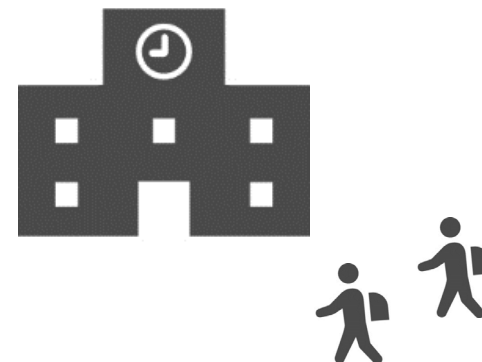
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1 / 2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2 / 3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1 / 3)



9. 生涯を通じた障害者の学びの推進

特別支援教育の充実

令和9年度要求・要望額

195億円

(前年度予算額)

175億円)



文部科学省

障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置 5,346百万円(4,642百万円) (拡充)

「改正医療的ケア児支援法（R8.7.24成立）」を踏まえ、
・学校への医療的ケア看護職員の配置（登下校時の対応を含む）に加えて、
修学旅行等への学校行事への対応に係る経費を支援（第10条関係）

◆学校における医療的ケア実施体制構築支援事業 24百万円(新規)

「改正医療的ケア児支援法（R8.7.24成立）」を踏まえ、
・学校における医療的ケアの実施体制構築支援に関する調査研究（第22条関係）と、
・学校における医療的ケアの提供の在り方に関する調査研究（第20条の2 関係）を実施

発達障害のある児童生徒等への支援

◆発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 61百万円（57百万円）

①幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

・幼児への適切な支援、小学校等への引継ぎ、教員の専門性向上等、
幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築

②学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

・就学前の診断が困難とされている学習障害児に対する1人1台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援について実践研究を実施

③高等学校における特別支援教育充実事業 (拡充)

・合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との連携、通級による指導の質的・量的充実等、高等学校における特別支援教育体制のモデルを構築

④ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業

・ICTを活用した学校と障害児支援施設等との効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデルを構築

インクルーシブ教育システムの更なる推進

◆包摂的・重層的なインクルーシブ教育システム地域共創推進事業 80百万円 ※国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の一部

小・中・高等学校における障害のある子供たちを包摂する取組の更なる充実を図るための都道府県等と市区町村の連携体制の構築、特別支援学校と小・中・高等学校の一体的な運営を通じた交流及び共同学習の更なる深化、協働的に専門性を高め合える教職員組織の形成等について実践研究を実施

特別支援教育の指導体制等の充実

◆聴覚障害教育の充実 9百万円

①聴覚障害教育の一層の充実に向けて、教師や教員を目指す学生等が活用できる、手話習得支援のために開発したコンテンツの活用事例の創出
②各自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実

◆次期学習指導要領を見据えた調査研究 30百万円

・次期学習指導要領の実施に向けた先行実践や著作教科書のデジタル化を見据えた検討 等

◆外部専門家の活用等 195百万円(180百万円) (拡充)

①専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の活用を支援
②特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援 ※災害時の非常用電源等の整備については、「医療的ケア看護職員配置事業」の中で支援。

特別支援教育就学奨励費 12,169百万円（11,321百万円）

・特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費を支援

国立特別支援教育総合研究所 1,371百万円（1,111百万円）

・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実を図ることを目的とし、国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ機動的に対応するための運営費を支援

(担当：初等中等教育局特別支援教育課)

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員の配置、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の活用を支援。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（R 9. 4 施行）」の趣旨を踏まえ、学校生活（登下校時を含む）への医療的ケア看護職員の配置に加えて、修学旅行等の学校行事への対応に係る経費を支援

補助対象	学校において医療的ケアを実施するために直接雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者の人件費等 ※直接雇用が難しい場合、訪問看護ステーション等への委託に係る経費も可能。
補助対象学校種	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※幼稚園型認定こども園については、こども家庭庁「医療的ケア児保育支援事業」の対象となるため除く。
補助内容	✓ <u>学校生活・登下校時の対応</u> ⇒配置人数：5,830人分（+530人増） ✓ <u>修学旅行等の学校行事への対応</u> ⇒配置校数：1,169校分（新規） ※医療的ケアに係る災害対応（例：非常用電源の確保など）に係る経費も計上可能。

【参考】「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」第10条第2項

学校等の設置者は、その設置する学校等に在籍する医療的ケア児等及び重症心身障害者が保護者の付添いがなくとも、授業に出席し、及び修学旅行その他学校等の行事に参加するために必要となる適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等又は介護従事者の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援

※交付初年度から3年限り。

※新規の募集は令和8年度を以て終了（令和9年度は継続自治体等のみ）

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別的教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別的教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

※「災害への備え」については、「医療的ケア看護職員配置事業」において計上

外部専門家活用事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の活用を支援
補助対象人数：900人分（+170人増）

<補助対象>	都道府県・市区町村・学校法人 (幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
<補助割合>	国：1/3 補助事業者：2/3 国：1/2 補助事業者：1/2（私立幼稚園）

学校における医療的ケア実施体制構築支援事業

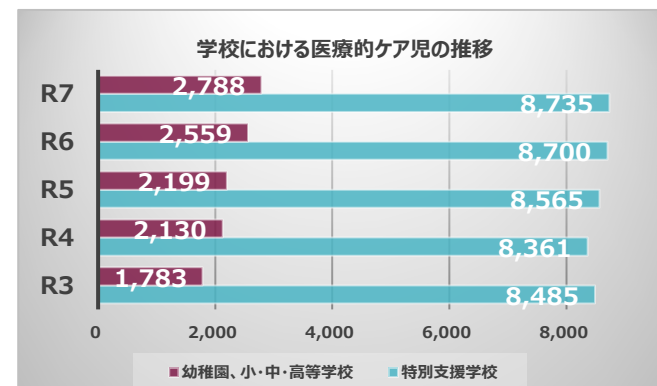
令和9年度要求・要望額

0.2億円
(新規)



現状・課題

- 少子化が進む中、「医療的ケア児支援法」が成立した令和3年度と令和7年度を比較すると、医療的ケア児の数は特別支援学校で約1.03倍、幼稚園、小・中・高等学校で約1.56倍
- 令和8年7月に成立した「改正医療的ケア児支援法（R9.4施行）※」においては、「医療的ケアの提供の在り方についての見直し(第20条の2関係)」や「地域格差の是正のための検証(第22条関係)」などを国に求める条文が新設



事業内容

(1) 学校における医療的ケアの実施体制構築支援 に関する調査研究【新規】

医療的ケア児の受入れ予定のある学校や教育委員会等（※）に知見のある医師や看護師等をアドバイザーとして派遣することにより、その実施体制の構築を支援するとともに、学校や教育委員会が抱える課題などの把握を行う。



件数・単価 1箇所×約8百万円 委託先 民間団体

(2) 学校における医療的ケアの提供の在り方 に関する調査研究【新規】

医療や障害福祉、障害児支援等における医療的ケア児に対する支援状況などを参考に、学校における医療的ケアの提供の在り方について有識者会議を設置し、検討を行う。



件数・単価 1箇所×約14百万円 委託先 民間団体

※医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（抜粋）

（医療的ケアの提供の在り方についての見直し）

第20条の2 国は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の家族の負担の軽減に資するよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者に対する医療的ケアの提供の在り方について、適宜、見直しを行うものとする。

（地域格差の是正のための検証等）

第22条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差の是正を図るため、医療的ケア児等支援センターの組織及び運営体制並びに居住する地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者の意思を尊重した教育の実施その他地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援の状況の検証を行うものとする。

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
1億円)



背景

全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍していることを前提として、一人一人の教育的ニーズに対応した切れ目のない適切な支援が継続して行われる必要がある。発達障害のある幼児児童生徒等に対する、就学前からの教育と福祉等の関係機関の連携による切れ目のない支援体制の構築、高等学校における通級指導等の充実等が求められている。

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業

【幼稚園】

幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

5歳児検診等によって把握された発達障害のある幼児の早期支援のため、幼稚園等における適切な支援、小学校等への円滑な引継ぎ、教諭の研修等について実践研究を行い、未就学児に対する特別支援教育体制のモデルを構築する。

件数・単価	3箇所 × 1.4 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和7年度～9年度



【小中学校】

学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

学習障害のある児童生徒に対し、学習上の困難を早期に把握し、適切な支援につなげるため、1人1台端末を含むICT機器を活用した学習障害の客観的なアセスメントによる把握、ICT機器のアクセシビリティ機能（読上げ、音声入力機能等）を活用した効果的な支援に関する実践研究を実施する。

件数・単価	5箇所 × 3.5 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和7年度～9年度



【高等学校】

高等学校における特別支援教育充実事業

高等学校に在籍する発達障害のある生徒への支援の充実のため、合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との連携、通級による指導の質的・量的充実等に関する実践研究を行い、高等学校における特別支援教育体制のモデルを構築する。

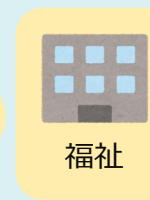
件数・単価	6箇所 × 5 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和8年度～10年度



発達障害のある幼児児童生徒に対する幼稚園から高校を通じた切れ目のない一貫した支援体制の構築

ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業

発達障害のある児童生徒等に対する各ライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援に向けて、学校と障害児支援施設等との連携の促進のため、地域において共有すべき情報や、共有する時期・方法、情報管理の体制、個人情報等の取扱い等を含めて検討し、ICTを活用した効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデルを構築する。



【関係機関との連携】

件数・単価	3箇所 × 2.4 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和8年度～10年度

包摂的・重層的なインクルーシブ教育システム 地域共創推進事業

令和9年度要求・要望額

1億円
(新規)



※国立特別支援教育総合研究所運営費交付金中の推計額

現状・課題

令和4年の国連障害者権利委員会の総括所見において、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされているが、我が国が進めるインクルーシブ教育システムの構築について、取組の実施状況に地域差・学校差が見られる。

特に、障害のある子とない子が共に学ぶ「交流及び共同学習」について、文部科学省委託事業「インクルーシブな学校運営モデル事業」(R8年度終了)の実践校では、子供同士の相互理解の深まりとともに、教師が互いに学び合い双方の指導力の向上につなげる姿が見られるなど、取組の意義・効果が確認された一方で、全国的には、単発的な実施や交流を中心としたものにとどまっている例もみられる。

一方、次期学習指導要領に向けては、交流及び共同学習の更なる充実を図るとともに、障害のある子供たちの学習活動の充実に向けて、重層的な指導・支援の考え方のもと、障害のある子供たちを包摂する取組の充実が求められている。

事業内容

小・中・高等学校における障害のある子供たちを包摂する取組の更なる充実を図るとともに、特別支援学校と小・中・高等学校の一体的な学校運営の実装を進めるため、以下の点について、教育委員会等において取り組むこととする。これらの取組の成果を踏まえ、特総研において、インクルーシブ教育システムの構築に係る具体的な指標を整理し、地域・学校における取組の更なる充実・改善につなげる支援ツールの開発に取り組む。

● 都道府県・市区町村の連携・協働による共創的なインクルーシブ教育システムの実装

小・中・高等学校における障害のある子供たちを包摂する取組の更なる充実のため、特別支援学校の設置者である都道府県等と小中学校の設置者である市区町村等において「連携地域(仮称)」を構築し、特別支援学校のセンター的機能を活用しつつ、地域の実態に合わせた持続可能なインクルーシブ教育システムの構築に向けた実証を行う。

● 特別支援学校と小・中・高等学校の一体的な運営を通じたインクルーシブな学校モデルの実装

「連携地域」内の特別支援学校と小・中・高等学校等を「連携校(仮称)」として指定し、以下の取組を実施

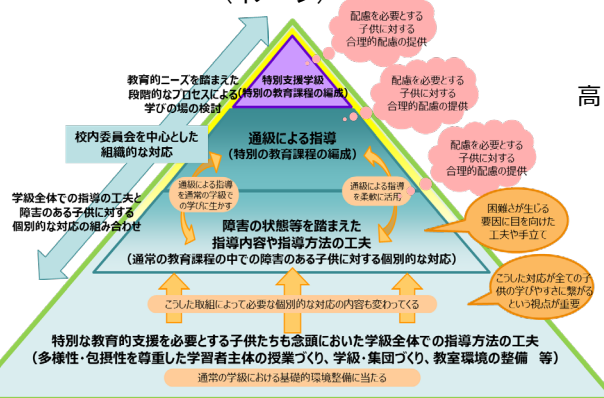
➢ 地域共創の基盤となる交流及び共同学習の更なる深化

計画的・継続的な交流及び共同学習について、都道府県教育委員会等の主導により実践。

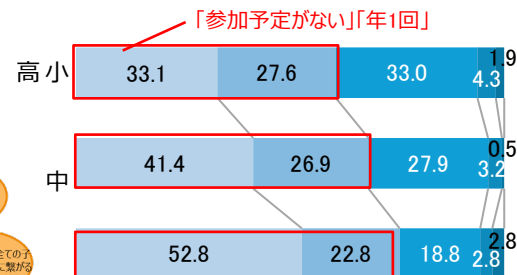
➢ 協働的に特別支援教育の専門性を高め合える教職員組織の形成

全ての教師が特別支援教育の担い手となるよう、特別支援学校と小・中・高等学校等間の教職員による協働的な関係構築に取り組む。

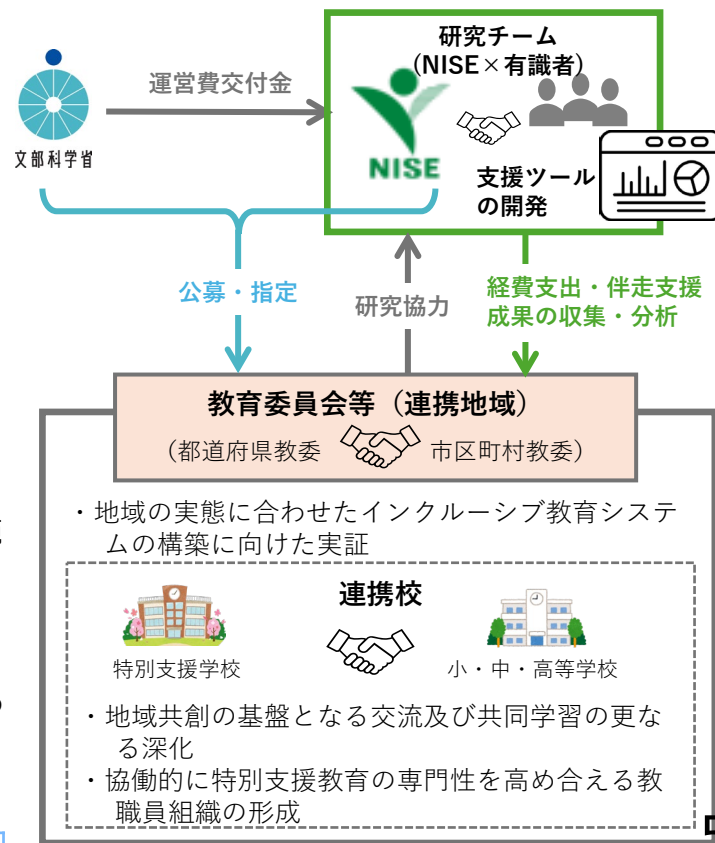
重層的な指導・支援の考え (イメージ)



交流及び共同学習(学校間)実施状況



R6文部科学省特別支援教育課調べ



事業実施期間 令和9～令和11年(予定)

件数・単価 12箇所×5百万

指定先 教育委員会、国立大学法人、学校法人

(担当：初等中等教育局特別支援教育課)

現状・課題

聴覚障害教育については、幼児児童生徒の障害の状態等が多様化していることを踏まえ、個々の障害の状態等に応じた指導を一層充実していく必要がある。令和7年6月の通常国会において「手話に関する施策の推進に関する法律」が成立したことを踏まえ、手話を使用する子供が、その意向の下で手話による教育を受けることができるよう、教員の手話に関する技能の更なる向上を図る必要がある。

加えて、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関や専門家が連携し、聴覚障害児等に対してより専門性の高い支援を行うとともに、域内の小学校等に在籍する児童生徒等や教師に対するセンター的機能を発揮した支援を充実していくことが求められる。

事業内容

1. 学校における手話による指導・支援の充実

文部科学省が令和7・8年度に作成・開発した、子供たちを対象とした手話の理解啓発動画及び教師や教員を目指す学生を対象とした手話習得支援コンテンツについて、教育現場や大学の教員養成課程における実践支援及び実践例の収集を行い、効果的な活用の工夫等を整理して広く周知するなど、学校現場等における手話に関する理解や教員の手話に関する技能の更なる向上につなげていく。



2. 保健・医療・福祉等の関係機関と連携した教育相談等の充実

地域の聴覚障害児やその保護者に対して専門性の高い支援を行うため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関の連携の在り方について調査研究を実施し、そのモデルを構築する。

- ▶ 特別支援学校が地域の聴覚障害児やその保護者に対して実施する教育相談について、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して専門家を招聘し、教育相談の内容や体制を充実させる
- ▶ 域内の小学校等に在籍する難聴児等に適切な指導・支援がなされるよう、特別支援学校の教職員や関係機関の専門家が小学校等を訪問し、当該学校の教職員に対して指導・助言を実施



特別支援教育就学奨励費(負担金・補助金・交付金)

令和9年度要求・要望額 122億円
(前年度予算額 113億円)



背景・現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

課題・目的

障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする幼児児童生徒の数が増加する中で、特別支援教育就学奨励費の受給者数も増加傾向にある。

受給者増や近年の物価高騰等に対応し、対象となる幼児児童生徒へ必要な支援が行き届くよう、さらなる拡充が求められている。

過去5年間で約6.6万人増

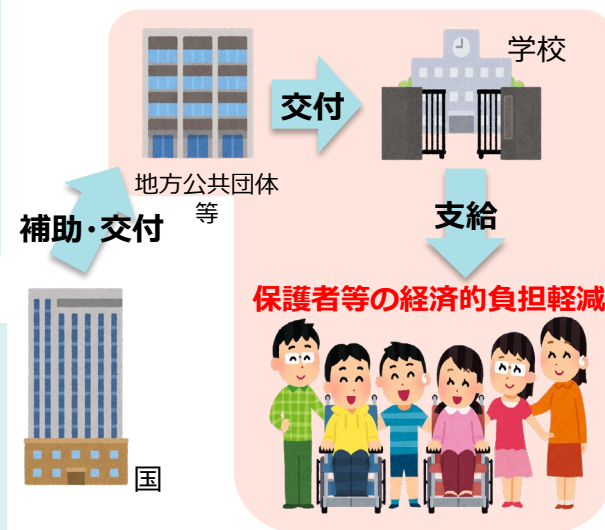
【受給者数】318,624人(令和3年度) → **384,891人**(令和7年度)

事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

令和9年度概算要求においては、物価高騰等に伴う「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」、「ICT機器購入費」、「修学旅行費」の引上げにより、充実を図る。

◆支給イメージ



支援対象

国公立に在籍する
・特別支援学校の幼児児童生徒
・小中学校の特別支援学級の児童生徒
・通常学級の学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒 等

補助対象費目

教科用図書購入費、学校給食費※、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 等
※補助金のうち、「給食費負担軽減交付金」の対象となる公立小学校(義務教育学校前期課程を含む)に在籍する児童を除く

実施主体

国(国立大学法人)
都道府県・市町村(特別区含む)

負担割合

国 1/2 (国立分は10/10)
都道府県・市町村 1/2



独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

令和9年度要求・要望額 13.7億円
(前年度予算額 11.1億円)

法人の目的

特別支援教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ること。

【沿革】

昭和46年：国立特殊教育総合研究所設置
平成13年：(独)国立特殊教育総合研究所発足
平成19年：(独)国立特別支援教育総合研究所に名称変更

業務内容

1. 研究活動：特別支援教育に係る実証的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献。
2. 研修事業：各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成及び特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上支援。
3. 情報収集・発信：我が国のインクルーシブ教育システム構築の実現に向けた自治体・学校への支援及び国内外への情報発信・理解啓発。

人 員 構 成 (令和8年4月現在)	人 数
理 事 長	1
理 事	1
監 事	2
常 勤 職 員	74
役 職 員 合 計	78

第6期中期目標・計画のポイント 【目標期間：令和8年4月～令和13年3月（5年間）】

- 教育現場や関係機関等との連携のもと、国の政策的課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究に取り組み、その成果について、広く、分かりやすく還元すること。
- 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成や特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上のための支援を行うこと。
- 教育現場のニーズに寄り添った情報提供や広く社会に対する情報発信・理解啓発を戦略的・効果的に行うこと。

⇒各活動について有機的に関連付けながら取り組むとともに、国との緊密な連携のもと、柔軟かつ機動的に対応すること。

10. 子供の体験活動の推進、キャリア教育の充実

事業目的

- デジタル化の急速な進展など社会が大きく変化していく中で、子供達の「学び」「育ち」の環境も大きく変化している現代においては、リアルな体験活動の充実を図ることが重要。
- 子供達の豊かな成長に欠かせない自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの学校等における様々な体験活動を引き続き着実に支援。
- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する体験活動の機会を充実することで、自己肯定感や協調性などを育成し、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等が実施する体験活動も支援。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

(1) 宿泊体験事業

① 小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上の宿泊体験活動の取組に対する補助

② 学校教育における体験活動導入のための取組

- ・教育委員会が主催する長期休暇期間中等に希望者を募って行う1泊2日以上の取組に対する補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない小・中・高等学校等における1泊2日以上の取組に対する補助

③ 不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育支援センター等における1泊2日以上（または日帰り）の取組に対する補助

(2) 地域における体験活動推進協議会の開催

- ・各自治体において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行うほか、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助



対象校種	小・中・高等学校等
補助対象経費	宿泊費、活動参加費、報酬・謝金、交通費、会場借料等
実施主体	都道府県・市区町村
補助割合	国 1 / 3

政府文書等

◆**経済財政運営と改革の基本方針2026**（R8.7.21閣議決定）
「（略）体験活動や読書活動、栄養教諭を中核とした食育を推進する。」

◆**食育基本法の一部を改正する法律**（R8.5.27公布・施行）

（家庭における食育の推進）第19条

国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、（略）農林漁業に関する体験の場その他の食についての望ましい習慣等を学びながら食を楽しむ機会の提供。（略）その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）第20条

国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう（中略）教育の一環として行われる農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育及び（中略）その他必要な施策を講ずるものとする。



固定的なキャリア観の刷新に向けた 義務教育段階からのキャリア教育推進事業

令和9年度要求・要望額

1億円
(新規)



背景・目的

我が国は、近年の人口減少やA X時代の産業構造の変化に伴い、将来、特に理工・デジタル系人材や現場人材の不足など、人材需要の大きな変化が見込まれている。また、地方では大都市圏への人口流出により、医療、福祉、産業、インフラ等の維持に不可欠な人材不足が懸念されている。このような背景等を踏まえ、一人一人が自らの意思に基づき能力やスキルを最大限に伸ばし、予測困難な時代においても変化を構想し、機動的に対応できる人材を育成していくことが重要である。

そのためには、地域に根差した人材育成を進めるとともに、義務教育段階から、固定的なキャリア観の刷新や、AI・デジタルなどの先端分野も含めた幅広い人材育成にも資する体系的なキャリア教育を推進し、点ではなく線として、高等学校段階におけるより専門的な学びにつなげていく必要がある。

以上のことから、以下の取組を実施する。

日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）
4. 人材育成
iii) 「人材力」の基盤となる環境整備
固定的なキャリア観の刷新やアンコンシャス・バイアスの払拭に向け、キャリア教育等を推進する。

1 キャリア観の刷新に資するコンテンツ等の開発・普及啓発

R9要求額：31百万円

- ① キャリア観の刷新に資する学習プログラムの開発・実証
- ② 教員の理解促進に資するコンテンツの作成

高等学校段階への接続も見据えながら、児童生徒の主体的な進路選択に資するため、発達段階に応じて、A X等により変容する社会や産業・職業の姿、理工・デジタル等の先端分野の役割や魅力などについて理解を深めるためのキャリア教育の学習プログラム（教材等）の開発・実証を行う。

また、教員自身が、A X等により変容する現代社会や産業・職業の姿などについて理解を深めた上で、児童生徒のキャリア発達を促す効果的な指導を行うことができるよう、研修動画コンテンツ等を作成する。

委託先	民間事業者等（1機関） ※必要に応じ、教育委員会・学校と連携して本事業を進める
補助割合	10/10（委託費）
委託対象経費	人件費、諸謝金、旅費、会場費、印刷費、通信運搬費、委託費等



2 幅広い産業分野の体験プログラム等の実施

R9要求額：67百万円

- ① 先端分野を含めた幅広い産業の体験プログラムの実施
- ② 第一線で活躍する職業人との交流等の実施

先端分野への関わりも含め、これまで職場体験等の機会が得難かった企業や分野（例えばAI、量子、航空・宇宙等）も対象とし、様々な体験プログラムを実施することで児童生徒の幅広い進路選択を促進する。その際、複数自治体が連携してプログラムを計画・実施することや、オンラインによる活動も含め、児童生徒の多様な選択肢を支援する。併せて、先端分野等に取り組む企業・大学等と連携し、児童生徒に対し、第一線で活躍する職業人との交流機会等を提供する。

なお、先端分野等に係る体験プログラムの実施に際しては、国からノウハウや活用できる情報等を提供することとする。

対象	小学校、中学校 ※高校も対象とするが、高校だけの場合は原則補助対象としない
実施主体	都道府県・市区町村教育委員会
補助割合	国1/3、都道府県・市区町村2/3
委託対象経費	諸謝金、旅費、オンライン環境整備、通信運搬費等



(担当：初等中等教育局児童生徒課)

11. 義務教育教科書の無償給与

義務教育教科書購入費

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

479億円
470億円)



昭和38年度から

国・公・私立義務教育諸学校に通う全ての児童生徒に教科書を無償給与

憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現

次代を担う子供たちの国民的自覚を深める

教育費の保護者負担軽減

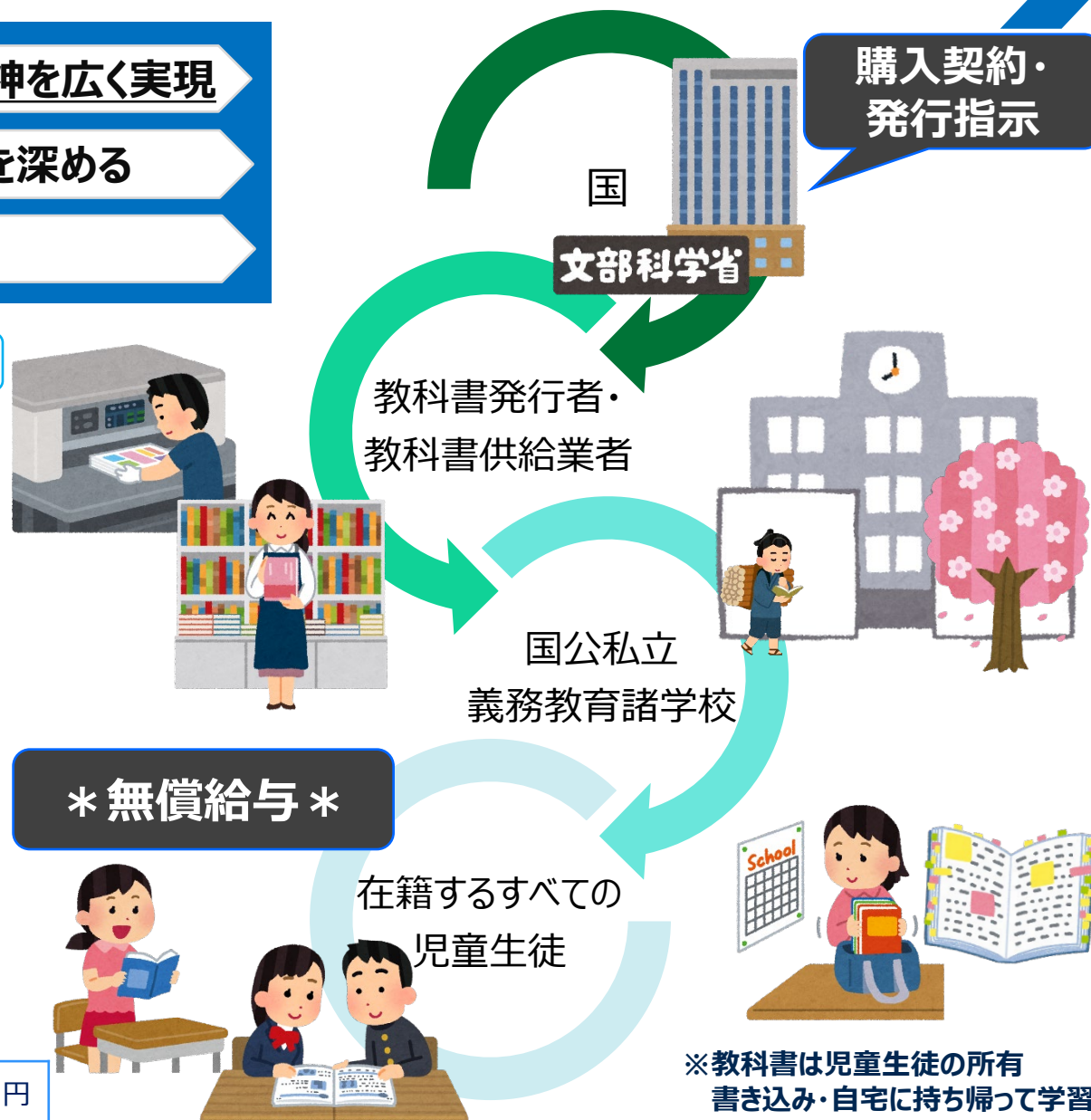
【予算額推移】

適正な教科書価格を維持

	予算額 (億円)	定価改定率 (%)
R9 (要求)	479	+ 3.0
R8	470	+1.5
R7	472	+2.6
R6	471	+3.0
R5	464	+1.4
R4	460	0

【参考：R9児童生徒1人あたり平均教科書費】

小学校用	4,575 円	中学校用	6,322 円
------	---------	------	---------



＜参考＞

令和 9 年度東日本大震災復興特別会計概算要求
【初等中等教育局関係】

令和9年度東日本大震災復興特別会計概算要求【初等中等教育局関係】

◆児童生徒等の心のケアや教育支援等 17億円（20億円）

- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 9億円（11億円）
 - ・被災児童生徒等の心のケアや教職員等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーを配置（185人）等
- 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 8億円（9億円）
 - ・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（317人）

◆就学支援 2億円（2億円）

- 被災児童生徒就学支援等事業 2億円（2億円）
 - ・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の児童生徒等に、就学支援等を実施
 - ・福島県については引き続き本事業による支援を継続

（参考）

福島県を除く地震・津波被災地域（岩手県、宮城県）については、令和8年度予算から被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）へ移行）

◆復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 2億円（2億円）

- 福島県教育復興推進事業 1億円（1億円）
 - ・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援
- 福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業 1億円（1億円）
 - ・構想の中心となる浜通り地域等の初等中等教育機関において特色ある教育プログラムを実施し、専門人材等の育成のための取組を支援

緊急スクールカウンセラー等活用事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

9億円
11億円)

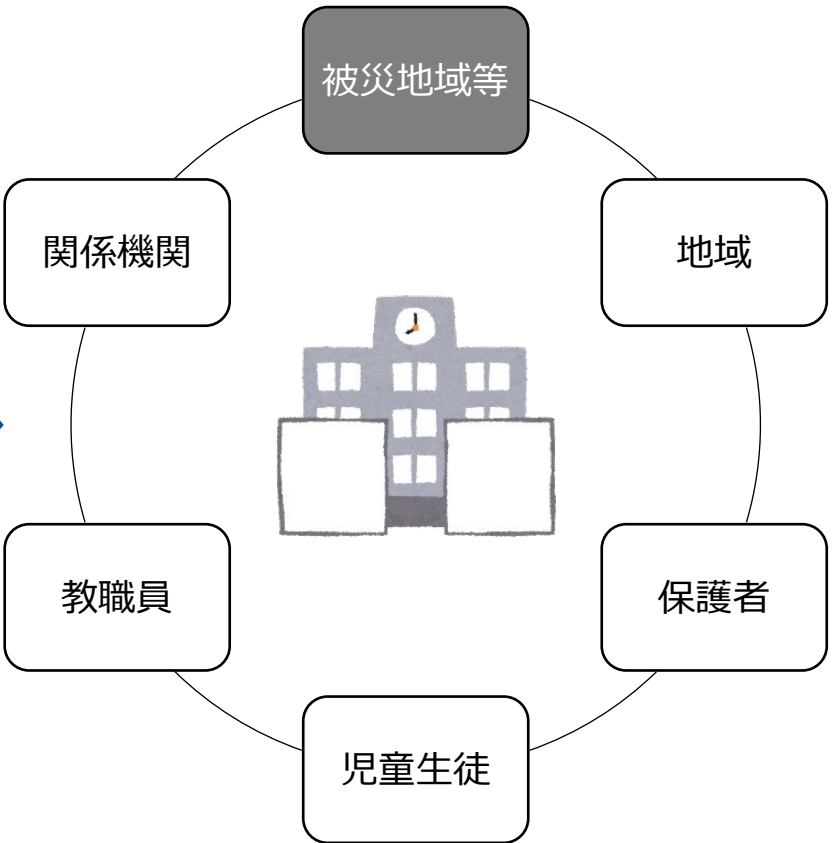


- 被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。

※ 平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した児童生徒等の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・**スクールカウンセラーの配置**
公認心理師、臨床心理士、精神科医 等
- ・**スクールソーシャルワーカーの配置**
社会福祉士、精神保健福祉士 等
- ・**心のケアに資するための支援活動事業**



対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	被災自治体
補助対象経費	報酬、期末手当等	補助割合	国 10 / 10

被災児童生徒に対する学習支援等のための 教職員加配

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

8億円
9億円

【東日本大震災復興特別会計】


文部科学省

第2期復興・創生期間以降においても、被災した児童生徒に対する学習支援や心のケアのための教職員定数措置については、被災県等から継続的な措置を求める声が強く、一般施策とも組み合わせながら、中・長期的に取り組むことが重要。

また、避難指示の解除と住民の帰還に伴い、再開する学校が「まちに人が戻る」ためのコミュニティ形成の核となるよう、教育環境の整備を図るためにも教職員定数措置が必要であり、復興特別会計分として、福島県の要望を踏まえ、317人の加配定数を確保。

対応方針

○平成23年4月の義務標準法改正法附則第6項の趣旨

東日本大震災により被災した児童生徒に関し、学習に対する支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になっている事情に鑑み、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関し、迅速かつ的確に対応するため特別の措置を講ずる。

○「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月）における記述

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(1) 原子力災害被災地域

③帰還・移住等の促進、生活再建等

教育環境の整備については、いまだ再開できていない小・中・高等学校があることに加え、再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、学校再開の支援とともに、ふたば未来学園や再開した学校等における海外研修や「ふるさと創造学」等の地域とのつながりを深める特色ある教育への支援、被災した子どもに対する就学・学習支援や心のケア、通学に対する支援、文化財等の復旧等を引き続き行い、さらに、福島国際研究教育機構との連携を通じた先端的な研究や学術分野に触れる多様な機会の提供等にも取り組み、魅力ある教育環境づくりを進める。また、避難先の子どもの含むいじめ防止を行うとともに、原子力災害に起因して学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が存在することから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する。

(2) 地震・津波被災地域

②心のケア等の被災者支援や被災した子どもに対する支援

心のケアや子どもに対する支援等については、中長期的な対応が必要なものがあり、第2期復興・創生期間の後も引き続き必要な支援が行えるよう、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、復興施策以外の政府全体の施策への移行やその活用により対応するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も行う。なお、福島県については、原子力災害による影響を踏まえ、別途、対応する。

加配措置の状況・活用した取組例

○近年の措置状況

県市名	R6		R7		R8		R9	
		増減		増減		増減		増減
岩手県	42	▲ 15	34	▲ 8	一般施策の中で措置。			
宮城県	38	▲ 10	28	▲ 10				
仙台市	21	▲ 6	16	▲ 5				
福島県	394	▲ 20	374	▲ 20	344	▲ 30	317	▲ 27
合計	495	▲ 51	452	▲ 43	344	▲ 108	317	▲ 27

<取組例>

○ 転居・転校や保護者の転職等に伴う家庭環境の変化などによる、児童生徒の学習意欲の低下や学習の遅れに対応するための補充学習等の実施。

○ 家庭環境の不安定さなどを背景として、日常的に心身の不安や人とのコミュニケーションに課題を抱える児童生徒への対応。

○ 再開した学校が「まちに人が戻る」ためのコミュニティ形成の核となるために必要な充実した教職員体制の整備。



(担当：初等中等教育局財務課)

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和9年度要求・要望額 2億円
(前年度予算額 2億円)
【東日本大震災復興特別会計】



現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが引き続き重要な課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）の子どもに対する支援等に関する記載

- （1）原子力災害被災地域・・・（前略）就学支援について、支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する。
- （2）地震・津波被災地域・・・（前略）復興施策以外の政府全体の施策への移行やその活用により対応するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で（中略）復興施策による対応も行う。なお、福島県については、原子力災害による影響を踏まえ、別途、対応する。

事業実施期間 平成23年度～

① 就学援助事業【小・中学校】

- （対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
- （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



② 奨学金事業【高等学校】

- （対象者） 原子力災害により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業
（返還免除） 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

④ 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

- （対象者） 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
（原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等

③ 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

- （対象者） 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

⑤ 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

- （対象者） 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

※福島県において被災した者が対象。

※①の事業に関して、福島県を除く地震・津波被災地域については、令和8年度から被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）により支援。

（担当：初等中等教育局財務課）

現状・課題

- 福島が原子力災害を乗り越え、将来にわたって持続的かつ健全に発展し、人間性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくためには、**地域に根ざし、確かな学力を備え、心豊かでたくましい子供や若者を育成することが重要。**
- 帰還促進と併せて、**移住等の促進、交流人口・関係人口の拡大**等に向けた魅力ある教育環境づくりが必要。
- 福島県における教育復興に向けて、**国、県、市町村が一体となった取組**が必要。

事業内容

① 双葉郡中高一貫校等における事業

※平成27年度より **0.61億円 (0.62億円)**

双葉郡中高一貫校（ふたば未来学園）等において、全国有数の魅力ある学校とするために先進的な教育を行うとともに、双葉郡の小中学生との連携を進める。

これまでの成果の一つである「**未来創造探究**」といったカリキュラム構築を引き続き実証・検証を行うとともに、他の教科の学習内容やその他の教育活動との連携強化を図り、将来のふるさとの復興を担う双葉郡の小中学生との連携を進めるカリキュラムモデルを確立し、実証する。

併せて、このような取組を双葉郡の各地域や各学校に効果的に展開するすべく、**双葉郡教育復興ビジョン協議会**を活用し、地域全体の教育環境の充実化や魅力化及びその発信を図る。

② 避難地域12市町村の小中学校等における事業

※平成29年度より **0.32億円 (0.32億円)**

移住等の促進や交流人口・関係人口の拡大等に向けた魅力ある教育環境づくりを推進するため、避難地域12市町村共通の課題をテーマとした実証を行う。ふるさとに根ざした教育活動や子供とその保護者が「通いたい」「通わせたい」と思えるような魅力的な学校づくりを行う。

【テーマ例】①ふるさとを知り、分断を乗り越え新たな価値を創造する力の育成

②人口減少下における魅力ある教育の推進

③F-REI等の専門研究機関との連携などイノベーションによる地域再生

対応方針

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和7年6月20日：閣議決定)

- 復興の基本姿勢及び各分野における取組
- (2) 原子力災害被災地域 ③帰還・移住等の促進、生活再建等

教育環境の整備については、いまだ再開できていない小・中・高・特別支援学校があることに加え、再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、**学校再開の支援とともに、ふたば未来学園や再開した学校等における海外研修や「ふるさと創造学」等の地域とのつながりを深める特色ある教育への支援**、被災した子どもに対する就学・学習支援や心のケア、通学に対する支援、文化財等の復旧等を引き続き行い、さらに、**福島国際研究教育機構との連携**を通じた先端的な研究や学術分野に触れる多様な機会の提供等にも取り組み、**力ある教育環境づくりを進める。**

事業実施期間 令和8年度～令和9年度（予定）

委託先 都道府県又は市町村の教育委員会及びこれらと連携して本事業を実施できる団体

避難地域12市町村の小中学校等における児童生徒の現状

平成22年5月【震災前】

8,388人

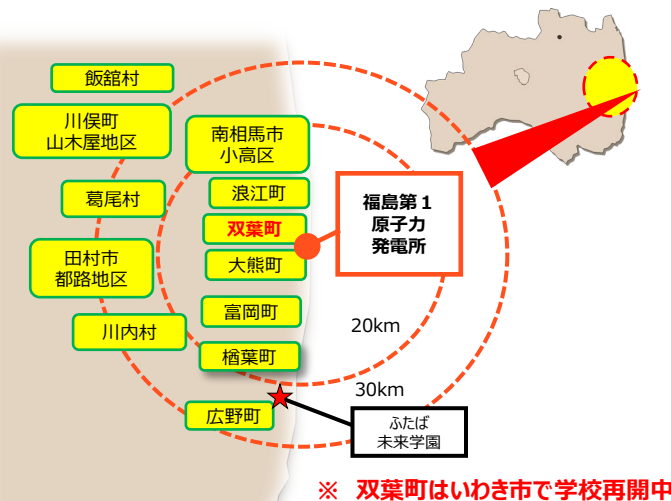
被災前の児童生徒数と比較した割合

令和8年5月

1,336人

双葉町 3%※
※震災前を母数とする

福島県作成資料（令和8年度）



アウトプット（活動目標）

本事業におけるカリキュラム受講者数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1,695	1,745	1,786

短期アウトカム（成果目標）

事業対象校に在籍する児童生徒や保護者（帰還者や移住者を含む）の教育活動に対する肯定的評価の割合

令和7年度92.7%（目標：90%以上）

長期アウトカム（成果目標）

魅力ある教育環境を理由の1つとする、12市町村への帰還・移住者（子育て世代）の増加

福島イノベーション・コースト構想等を担う 人材育成に関する事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
1億円)

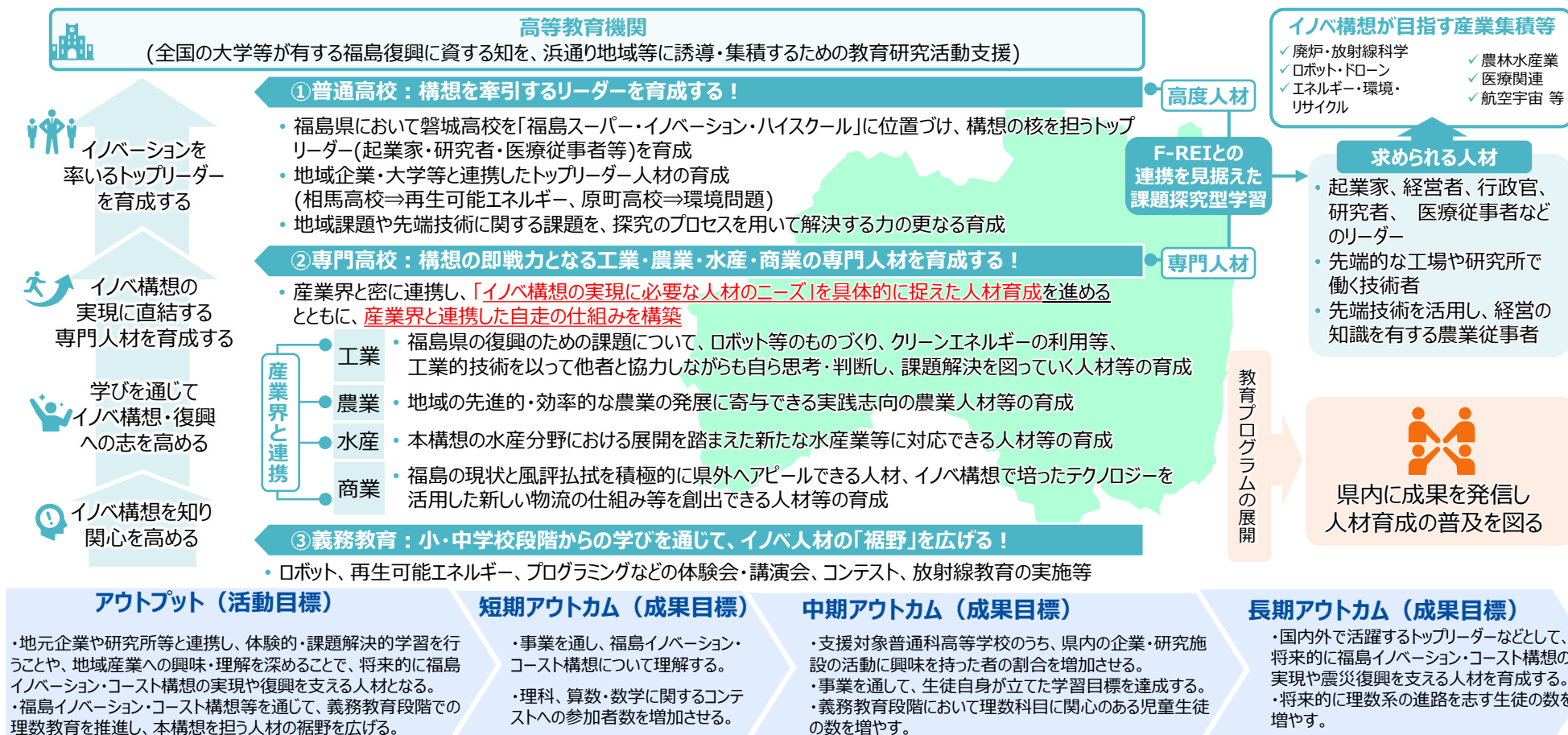


現状・課題

- 福島復興再生特別措置法の改正により、福島イノベーション・コースト構想が国家プロジェクトとして推進。一方、**浜通り地域等では人材不足の状況**。
- 平成30年度より、**福島県内の初等中等教育機関において特色ある教育プログラムを開始**。
- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和6年3月19日閣議決定）においても、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等において、**教育・人材育成を引き続き支援することを規定**。

事業内容

- 構想を担う人材育成をさらに加速し、大学や産業界、自治体、F-REIとの連携を深化**させるとともに、その取組を、「魅力ある教育プログラム」として整理・展開し、福島イノベーション・コースト構想等を担う**人材育成を県全体で支える体制整備**を進める。
- 教育委員会として目指す人材像や事業成果の評価の在り方等の観点や、大学や福島イノベーション・コースト構想に参画する企業等の産業界、自治体、F-REIとの連携を一層深化させる観点から、事業内容の見直しを図る。



(担当：【普通高校・義務教育】教育課程課、【専門高校】高等学校振興課産業教育振興室)